

衆議院 財務金融委員會 會議録 第八号

平成十六年十一月十二日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

- 委員長 金田 英行君
- 理事 江崎洋一郎君
- 理事 鈴木 俊一君
- 理事 中塚 一宏君
- 理事 平岡 秀夫君
- 理事 小野 晋也君
- 理事 木村 太郎君
- 理事 倉田 雅年君
- 理事 小西 理君
- 理事 田中 和徳君
- 理事 谷川 弥一君
- 理事 永岡 洋治君
- 理事 森山 裕君
- 理事 山下 貴史君
- 理事 泉 健太君
- 理事 小林 憲司君
- 理事 田島 一成君
- 理事 津村 啓介君
- 理事 野田 佳彦君
- 理事 村越 祐民君
- 理事 若井 康彦君
- 理事 長沢 広明君

- 遠藤 利明君
- 村井 仁君
- 原口 一博君
- 谷口 隆義君
- 岡本 芳郎君
- 熊代 昭彦君
- 小泉 龍司君
- 砂田 圭佑君
- 竹本 直一君
- 中村正三郎君
- 宮下 一郎君
- 山際大志郎君
- 井上 和雄君
- 岩國 哲人君
- 鈴木 克昌君
- 樽床 伸二君
- 中川 正春君
- 馬淵 澄夫君
- 吉田 泉君
- 石井 啓一君
- 佐々木憲昭君

- 政府参考人 (金融庁総務企画局長) 増井喜一郎君
- 政府参考人 (金融庁検査局長) 西原 政雄君
- 政府参考人 (金融庁監督局長) 佐藤 隆文君
- 政府参考人 (経済産業省大臣官房商務流通審議官) 迎 陽一君
- 政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長) 北畑 隆生君
- 参考人 (社団法人信託協会会長) 古沢熙一郎君
- 参考人 (東京大学大学院法学政治学研究科教授) 神作 裕之君
- 財務金融委員会専門員 鈴木健次郎君

委員の異動

十一月十二日

- 辞任 田中 和徳君 補欠選任 山際大志郎君
- 渡辺 喜美君 小西 理君
- 野田 佳彦君 若井 康彦君
- 村越 祐民君 泉 健太君
- 同日 補欠選任
- 辞任 小西 理君 渡辺 喜美君
- 山際大志郎君 田中 和徳君
- 泉 健太君 村越 祐民君
- 若井 康彦君 野田 佳彦君

十一月十二日

金融先物取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
信託業法案(内閣提出、第百五十九回国会閣法第八五号)

○金田委員長 これより会議を開きます。

第百五十九回国会、内閣提出、信託業法案を議題といたします。

本日は、参考人として、社団法人信託協会会長古沢熙一郎君、東京大学大学院法学政治学研究科教授神作裕之君の二方に御出席をいただいております。

この際、参考人、古沢熙一郎さん、神作裕之さんには、本当にお忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

今、当委員会では信託業法案を審議してございまして、審議の参考にするために、両先生に代表していろいろな御意見を陳述していただきたい、そしてまたいろいろな質疑も交わさせていただきたいというふうに思っております。本日に御協力ありがとうございます。委員会を代表して、委員長の金田からお礼を申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、古沢参考人に五分以内で、次に、神作参考人に十分以内で御意見を述べたい、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、古沢参考人、よろしくお願いたします。

○古沢参考人 信託協会長を拝命しております三井トラス・ホールディングスの古沢でございます。

本日は、信託業法案の審議に当たり、信託業界を代表して意見を述べさせていただく機会をちょう

うだいし、御礼を申し上げます。まず初めに、信託業務の現状について若干申し上げます。

信託は、資産をさまざまな形で管理、処分できる柔軟性に富んだ制度でありまして、時代時代の多様なニーズにこたえてまいりました。とりわけここ数年は、年金資金の運用管理や資産流動化などにおいて重要な役割を果たしております。

現在、信託業務は、信託銀行を初めとする、信託業務を兼営する金融機関が担い手となっております。まして、受託残高は、平成十六年三月末現在で四百九十二兆円に達しております。

昨年七月に取りまとめられました金融審議会の信託業のあり方に関する中間報告書にもありまして、財産管理等のすぐれた機能を有する信託が我が国金融システムの基本的インフラとして活用される可能性は、今後ますます高まるものと考えております。

次に、信託業界として、現在御審議いただいております信託業法案をどのように受けとめているかにつき申し述べさせていただきます。

信託業界といたしましては、これまでの法案策定の過程で関係されました皆様方の御尽力に深く感謝いたしますとともに、委員の先生方の御理解を賜り、ぜひとも早期の成立を期待するものであります。

まず最初に、信託業法案に対する基本的認識を申し上げます。

今回の改正は約八十年ぶりの改正であります。この間の経済社会の進展に伴う信託制度に対するさまざまなニーズに対応するものであり、信託制度のさらなる普及、発展に資するものと考えております。

次に、改正のポイントとなる点について、三点申し上げます。

第一に、受託できる財産権に関する制限が撤廃されるということでありませう。

経済界には、知的財産権の流動化を初めとして、信託機能を活用したいとの具体的なニーズが存在しているところでありませう。受託財産の制限がなくなるによりまして、我が国経済において喫緊の課題とされております知的財産権に關して、これまで接点のなかつた産業技術と金融とのつなぎ役として信託制度を活用して管理したり、流動化して資金調達を実現することが可能となりませう。

第二に、信託業の担い手の拡大と、それに伴う業者ルールの整備ということでございます。

みずから信託機能を有して活用したいとのニーズに対応して、新たに信託会社が信託業務を行えるようになることは、信託兼営金融機関との健全な競争を促し、より利用者の利便性が向上することになると考えております。こうした担い手の拡大に伴い、業者間で公正な競争が行われるための業者ルールの整備が不可欠となりますが、信託契約の締結の勧誘段階から信託財産の管理運用まで、幅広く適切に規律が用意されております。必要かつ十分な整備がなされているものと考えております。

三点目として、信託業のいわば周辺業について整備がなされ、信託制度へのアクセスが向上する点が挙げられます。

具体的には、信託契約の締結の代理、媒介を行う信託契約代理店制度が設けられたこと、及び、信託受益権の販売、その代理、媒介を行う信託受益権販売業制度が設けられたことであります。これにより営業網が補完され、潜在的な信託制度へのニーズをくみ上げることが可能となります。

最後になりますが、一般法である信託法につきましても、現在、改正に向け法制審議会が検討が進んでおります。一連の信託関連法の改正は、利用者にとって利便性と信頼性の高い信託制度の健全な発展に資するものと考えております。

これまで申し上げた点について御理解を賜り、

ぜひとも本信託業法案の早期成立をお願いする次第であります。

以上、簡単ではありますが、私なりの意見を述べさせていただきます。ありがとうございます。

(拍手)

○金田委員長 ありがとうございます。

次に、神作参考人、よろしくお願ひいたします。

○神作参考人 東京大学の神作でございます。

本日は、信託業法の改正につきまして意見を述べた機会を与えていただき、まことに光栄に存じております。

現代社会は信託ないし信託の時代であるということが日米の識者によって指摘されております。例えばアメリカのボストン大学のターマー・フランク教授は、社会は、身分制社会から契約を中心とする社会、そして契約を中心とする社会から信託ないし信託を中心とする社会に移りつつある、こういう指摘をされております。この指摘の意味することは、次のようなことと理解しております。

すなわち、現代社会においては、分業と専門化が特色となっており、人々は専門家に對して一定の権限を授与し、専門家はその受益者のために、専門的な知識、技術を十分に生かしながらさまざまな事務処理あるいは財産管理等を行うというものでございます。

このように、信託は、プロによる財産管理という機能を提供するのみならず、例えば、委託者、受託者、受益者の倒産から隔離された独立財産をつくる、こういった倒産隔離機能、あるいは、法律関係を単純化する単純化機能、こういったさまざまな重要な機能が認められております。近年、流動化または資金調達のスキームに特に適した法形式として信託は大きな注目を集め、かつ実際の利用も広がっております。

信託法はもとも英米法に由来し、信託法こそが英米法の真髄であると言われております。我が国は、御承知のように大陸法系に属する国でございますけれども、明治三十八年に社債の担保の管

理のために担保附社債信託法という法律を制定し、信託制度を大陸法系の我が国に導入するという一つの決断を下しました。ややおくれて、大正十一年には信託法が制定され、私法上の規律も整備されるに至っております。また、大正十一年には同時に信託業法も制定され、その後、昭和十八年に制定された金融機関ノ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律とともに、我が国における信託法制のインフラを提供する法として重要な役割を果たしてきたものと認識しております。先ほど申し上げましたように、信託というのは本来プロによる財産管理等の制度でございますから、プロに対するルールである業法が重要な役割を担うということとは当然のことであると考えております。

なお、信託の本来の英米におきましても、商事的な信託の利用は主として金融の分野で行われております。また、制定法としての信託法を有しないドイツのような大陸法系の諸国におきましても信託法理は判例法理として認められ、今や、ドイツにおきましても、信託なくしては金融の分野は語れないと言われていられるほどでございます。

グローバル化やIT化の影響も受け、金融資本市場が急速に変化し、かつ金融技術の発展が目覚ましい中で、資金調達手法の多様化、運用対象の選択肢の拡大、こういった観点から、信託の機能に對する期待が大いに高まっているというふうにも認識しております。

そのほか、知的財産権の重要性の高まり、これを反映いたしまして、例えばグループ企業内で知的財産権を集中管理する、あるいは大学技術移転事業においてTLOが信託機能を活用したい、このようなニーズも具体的にあらわれているというふうにも伺っております。

ところが、現行の信託業法が、それらのニーズを満たし、さらには信託制度を利用した新しい工夫や技術の開発を促進するということに対する制約となっているのではないかという問題意識が出てまいりました。

具体的な例を二点申し上げますと、例えば、受

託可能財産が金銭等に限定されておりますために、先ほど申し上げました知的財産権を当初信託財産として受託するということが業法上はできないこととなっております。また、信託業の担い手が金融機関に実際上限定されているといった問題もあるわけでありませう。

そこで、今回の改正提案は、受託可能財産を信託法上引き受け可能な財産権一般に拡大するということを提案するとともに、信託業の担い手として金融機関以外の一般事業者等が登場してくるということを前提に、信託の類型に応じた区別を行い、参入基準をきめ細かく設けるものでございます。

信託と申しましても、その信託が果たす機能はさまざまでございます。受託者以外の第三者からの指図に基づき財産を管理運用し、専ら受託者は財産の保管管理に努める、このように、保管業務に重点が置かれた信託から、より積極的に受託者が裁量権を行使する、このような信託までさまざまな信託がございます。

そこで、今回の改正提案は、信託がどのような機能を求められているのかという類型に応じて参入基準も区別するという考え方に立つものであり、このような方向は、信託を用いたさまざまな金融商品や金融手法の開発を可能にするということに、投資家にとってはその選択肢を広げるといふ点において適切な方向であると考えております。

もつとも、一般の人々から信頼を受けて財産権を委託されるというこの信託の特徴からいたしまして、受託者が健全かつ効率的に業務を遂行する、そのことを確保するためのいわゆる業者ルールが必要不可欠でございます。

私がとりわけ重要と考えておりますのは、受託者の義務に関するルールでございます。

それはなぜかと申しますと、受託者は、単に財産管理権を任されているだけでなく、財産権に對しての名義まで受託者に移譲されます。したがって、受託者には一般的に言って非常に広大な権限があると言えらるわけでありませう。さらに、受

託者に對しましては、實質的な所有者である受益者からのコントロールが必ずしも期待できないという特色もございます。受託者の範囲の拡大に伴い、受託者の財務及び業務の健全性、効率性の確保に對する適切な規律がなければ、信託制度に對する信頼が得られず、信託機能の發揮は阻害されてしまふおそれが大きいと考えられるからでございます。

他方、信託会社の行為規範を可能な限り明確にするということも必要でございますし、受託者がその専門的な知識やノウハウを存分に生かす、創意工夫を妨げることがないような、このような行為準則を定めることが期待されます。

このような観点から、本法案は、いずれもこれらの要請を満たすべくルールが置かれているものというふうに理解しております。

金融のスキームとして信託が利用されるためには、市場と投資家を結ぶ仲介者の役割が非常に重要でありまして、この仲介者の役割の重視は世界的な傾向でございます。

本改正提案におきましても、信託契約代理店及び信託受益権販売業者という制度を設けて、市場と投資家を結ぶ制度、これをあらかじめ道筋をつけ適切な規律を行つており、世界的な、金融を仲介するもの、市場と投資家を結ぶものに対する規律、あるいはその機能を果たすことを積極的に考えていくというグローバルスタンダードにも合致しているものと理解しております。

最後に、私法としての信託法との関係、及び、現在平成十七年の国会提出を目的として法制審議会信託法部会において議論されております信託法改正の動向との関係について、一言申し上げさせていただきます。

先ほど述べましたように、受託者の義務及び責任を初めとし、信託の私法上の規律について、平成十七年を目標として行われております信託法改正により抜本的な改正がなされる可能性が高いように思われます。信託業法は私法上の規律をいわばベースにしているものでございますので、もし

信託法の改正が実現するということになりまして、信託業法のさらなる改正は避けられないものというふうに私は理解しております。

しかしながら、これまで述べさせていただきました理由から、私は、動きの速い金融の分野におきましては、信託法改正を待たずに、いわば第一段階の信託業法の改正として、少しでも早く本法案についての御審議がなされることを望ましいことではないかと考えております。

以上、私の意見を述べさせていただきました。どうもありがとうございます。(拍手)

○金田委員長 ありがとうございます。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。

○金田委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山下貴史君。

○山下委員 自民党の山下貴史でございます。まず初めに、本日、大変お忙しい中、当委員会にお越しをいただきまして、それぞれ貴重な御意見を述べてくださいました古沢参考人及び神作参考人に、心からお礼を申し上げますところでございます。

議題になつております本法案、これは、お二人のお話にもございましたように、大正時代に制定された片仮名法でございました現行の信託業法、これを全部改正して面目一新する、言ってみれば八十年ぶりと言われている大改正なわけでございます。

なぜこの時期にこういう大改正をするのかという理由。それは、この提案理由にもきちんと述べられておりますけれども、時代の変化に応じて信託に関するいろいろなニーズが出てきて、それをもつて国民経済の健全な発展を図る、こういう観点から、いわゆる信託の引き受け対象財産の制限を撤廃して、著作権あるいは特許権と言われて

いる知的所有権、そうしたものも信託の対象財産に広げる、これが一点。

もう一点は、これまでの信託取引にもっと新しい多様な担い手を取り込むという新規参入を促進する、そういった観点から、信託にかかわる業務カテゴリ、これは新たなカテゴリとして管理型信託業あるいはまた信託契約代理業そしてまた信託受益権販売業といった新たなカテゴリを設けて、これは免許ではなく登録制で導入を認めていこうという改正。

そしてまた、これも大事なことだと思いますけれども、いわゆる信託の受益者そしてまた委託者の利益の保護をしっかり図るためのルールをつくる。こうしたことが今回の法律改正の非常にポイントになつていまして私は理解をいたしております。

この法案は、先ほど参考人の発言にもございましたけれども、金融審議会の中の関係部会において、専門家の方々あるいはまた学識経験者の方々が十分集まって検討されてまとめられた結論、それをしっかりと踏まえた法律改正になつていて、こういうお話でございました。ぜひ、本法案が成立した際には、ねらいどおりに国民経済の活性化につながる、そういう効果が上がってほしいものだ、こう願つていところでございます。

そうした観点から、今お話をいただきましたお二人に、簡単に何点か質問をさせていただきますと思います。

まず、古沢参考人に対しまして。参考人は、我が国の信託事業を一手に担つてられております会社の集まりでございます信託協会の代表、そういうお立場で発言があったわけでございます。しかも、非常に法案に関して前向きな発言をいただいたと私はお聞きをいたしたところでございますが、その信託業界の皆様方の立場から見ると、今回の本改正法案、これをどのように評価しているかということでございます。

八十年ぶりの大改正ということでございますので、業界の皆様方がかねてよりいろいろ思つてお

られた御要望でありますとか要請、そうしたものを十分受けとめて、言ってみれば滞りなく法律改正案になつていて、そういうふうにお考えなのか、あるいはまた、積み残された課題がまだある、こういうふうに見ていらっしゃるのか。言ってみれば、百点満点で見た場合に皆様方は何点の点数をつける法案になつていて、こういうふうにお考えなのか、ちよつと率直なところをお聞かせいただきたいと思います。

○古沢参考人 まず、今回の信託業法の改正に對してどういう評価をしているかということですが、先ほどの意見陳述で若干申し上げさせていただきますけれども、幾つか敷衍してお答えをしたいと思います。

まず第一に、受託可能財産の撤廃についてでありますけれども、信託業界におきましては、近年、資産の流動化が新たな業務として成長しております。保有する資産を用いて資金調達をしたいという企業側のニーズと、許容できるリスクの範囲内で新たな投資手段を確保したいとする投資家のニーズとを充足するアレンジメント機能を磨いているところであります。本法案によってその対象資産に限定がなくなり、知的財産権を初めあらゆる財産についてそれを行うことができるという意味で非常に意義が大きい。

第二に、信託会社形式での参入が認められることによりまして、新たな発想を持つて信託制度を活用するプレーヤーが登場することとなりまして、信託業者間の切磋琢磨によって利用者利便が向上いたしますとともに、潜在的な信託制度に對するニーズの発掘が期待できる。また、銀行、証券、保険という隣接業態では、時代に適合した業法の改正がなされてきたところでありまして、本法案によって、信託の世界にもフェアなルールが導入されるということになります。

第三に、信託契約代理業制度が認められまして、一般商業における顧客層に對して信託機能を容易に發揮できるようになる。また、信託受益権販売業制度の創設によって新たな投資家の発掘が可能

となる。

これらによりまして、縁遠い存在であった信託制度が身近なものとなりまして、社会に不可欠な制度として定着することが期待できるというふう

に考えております。

今回の法改正に関連して、どのくらいの点数をつけるのかということか、あるいはまだ何かほかに必要なことがないかということであつたかと思ひます。点数の問題はともかくとしたとして、先ほどもちよつと触れさせていただきましたように、一方で信託法を改正するという必要性がございますので、その信託法の改正と相まって完全な形になるものというふうに思っておりますが、とりあえずは段階的に改正を進めていくことが必要である、こういうふうにご意見を申し上げます。

○山下委員 時間配分の範囲内で、神作参考人には後で聞きたいと思ひます。

今の古沢参考人の御発言に加えてもう一点だけちよつと、せつかくの機会です。

今お話にもございましたが、金融機関以外の信託業界への参入業者といひましようか、新規参入が起る可能性が出てくる、そういう意味でいふと、業界活性化につながる、そういう見方でもできるか、こう思ひます。従来信託業を担つてこられた協会の皆様方からすると、言つてみれば新たなビジネスチャンスというふうにと受け取ることができると思ひますが、この法律ができた後、どのような状況の変化を受けて、言つてみればどのような新しいビジネスモデルを展開していけることになるのか、あるいはまた、新たな飛躍のためにどのような挑戦をしていこうと思つておられるのか、もし何かお考えがあつたらちよつとお聞かせをいただきたいと思います。

○古沢参考人 まず、今回の法律の改正によりまして、いわゆる知的財産権の流動化、こういうものの必要性が近年指摘されておるわけでありまして、これには二つの意味があるというふうにご理解をしております。

つまり、一つには、権利者が資金調達ができ、

そのアイデアの独自性や表現の創造性の対価を容易に得られるということになりまして、知的財産権に真の意味でのインセンティブを付与できる。もう一つは、権利自体の価値が市場で決定されるということである、その権利を担保とした資金調達が容易となりまして、例えば製品化のための資金確保が可能となるということでありまして、

ただ、信託銀行の方は、投資家層や投資商品化するためのノウハウは有しておりますけれども、

知的財産権の内容に対する理解であるとか、あるいは知的財産権の利用者のマーケットに関する知識は乏しいということでありまして、知的財産権に関しては、本法案を本場に活用していくためには、知的財産権を保有している者、新たな市場を創設する能力やアイデアを有している者等と連携して、試行錯誤を行ひながらこれを普及させていくということではないかというふうにご意見を申し上げます。

それからもう一つ、知的財産権以外に、私どもにとりまして今回の改正の中で非常に意味が大きいというふうにご意見を申し上げます。これは、信託の代理店の制度でございます。これは、私どもの場合には、普通の銀行と違ひまして店舗の数にかなり差があるということでありまして、信託の制度をより普及させていくためにはこれを積極的に活用したい、このように考えております。

以上でございます。

○山下委員 ありがとうございます。

次に、神作参考人にお伺ひをしたいと思います。神作先生は、先ほどもちよつと申し上げました金融審議会の中に設けられた信託に関するワーキンググループのメンバーを務めていらつした、こう伺つております。特に先生には、今回の改正案において、委託者あるいは受益者保護の観点から、信託会社の参入規制、参入基準、あるいはまたさまざまな行為規制について規定が設けられておりますが、本法案の中で規定されているような保護規定というのは、ほかの、例えば銀行法でございましてか保険業法、証券業法、その他の金

融関係の法律の中で規定ぶりに比しまして、そういう保護の面で適切かつ十分なものというふうにお考えかどうか、先生のお考えをまずお聞きしたいと思ひます。

○神作参考人 お答えさせていただきます。

今回の信託業法の改正法案における受益者保護のための規律が受益者保護にとって真に十分なものとなつていくかどうか、そして金融機関一般の規律に比較して信託の特殊性があるかどうか、この二点の御質問であつたかと存じます。まず、前者の点でございますけれども、受益者保護の確保、これは意見陳述の中でも述べさせていただきましたように、とりわけ重要なポイントであると考えております。

我が国の信託の歴史をひもといてみますと、当初、大正時代に信託会社がいわば乱立され、非常に不健全な経営を行つたものもあつた。それが社会問題化し、業法的な規制がかせられるとともに、できるだけそういった信託会社を銀行ないし金融機関に限定していこう、こういう動きがあつたわけでございます。今回の改正提案は、表面から見ますと昔に戻るといふことを提案しているわけですが、昔のような、それによつて信託会社が不健全な経営を行つた、それによつて受益者を害する必要があることが行われることはできる限り防止する必要があるわけでございます。

ただ、それは申しまして、まず第一に述べさせていただきます。信託の受託可能財産が拡大し、また信託会社となるものの範囲が広がることによつて、投資家としてはさまざまな信託商品を手するチャンスが得られる、それによつて受益者にとつて選択肢が拡大する、まずこういう大きなメリットがあるということは指摘すべきではないかと思ひます。

ただ、その上で、そういった信託商品によつて受益者が不当に害されることがないよう十分な規律を置く必要があるわけでございますけれども、第二点の御質問と絡みますけれども、とりわけ信託におきましては、受託者に財産処分権限があ

るのみならず名義まで移つてしまつておるといふ特色がございますので、その点も十分に加味して、忠実義務、利益相反行為の規制を初めとする、いわば高度の専門家責任が課されているものと理解をしております。

レジュメにも書かせていただいておりますけれども、レジュメの二ページの6の(2)のところでございますけれども、受託者の行為規制につき勧誘規制と行為規制に分けて、勧誘段階では説明義務及び不当勧誘の禁止等、また行為規制としては、財産隔離機能を確保するための分別管理義務、忠実義務、善管注意義務、各種の情報提供義務、また受託者に任された業務を他人に委託する場合の責務、こういった問題については業法はきちんと手を打つていられるものと認識しております。

ただ、最後にまた一言求めさせていただきますことは、法で一応きちんと手当てがなされておりますけれども、エンフォースメント、それをいかに実現するかということが何より大切なことでございます。したがつて、もしこの信託業法が改正されました場合には、エンフォースメントに対する十分な配慮が必要であるというふうにご意見を申し上げます。

以上、私の意見を述べさせていただきます。

○山下委員 ありがとうございます。

時間が参りましたので終わりますが、お二人からは、今回のこの法案に関して非常に前向きな好意的なコメントがあつて、早急に成立を望む、こういう趣旨の御発言だつたかと思ひます。二人に心から感謝を申し上げます、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 民主党の中川正春でございます。

お二人の参考人には、ありがとうございます。ちよつと二十分ほどありますが、もう少し、私自身、先ほどのお二人の説明の中でことごとくところを深掘りしてお話を聞いていきたいと思ひます。

うに思っております。よろしくお願ひします。

まず最初に、神作参考人にお尋ねをしたんですが、最後の方で今回は業法の改正で入り口であるということ、本来は、信託というのを日本でのように発展させていくか、あるいは資産運用の手段あるいは金融手段、あるいはまた、もう少し後でまた聞いていきたいと思うんですが、ほかの分野での活用ということも含めて考えていきたいという流れがあるんだろうと思うんですが、そうした流れの中で、信託法自体の何が問題になっていて、方向性として具体的にどこをどのよう形で改正していくかというところのこと、この大枠のところから、もう少し具体的に話をいただけないでしょうか。

○神作参考人 お答えさせていただきます。

現在、法制審議会信託法部会において行われている信託法改正の議論の方向性についての御質問であったかと存じます。幾つか論点があると存じますけれども、私が認識しております主要な問題点は、以下のような点ではないかと思っております。

まず第一は、現行の信託法は非常に強行法規が多いと言われております。強行法規と申しますのは、信託契約を初めとして、当事者間の合意によって変えることができない、そういったルールが非常に多いと言われております。ところが、この強行法規が信託の自由な発展あるいは柔軟な活用を阻害している面がある。確かに、この強行規定は専ら受益者保護という観点から設けられたものが多いので、それなりに根拠はあるわけですが、逆に受益者保護が形式的な受益者保護に走ってしまう結果となっており、より実質的な受益者保護を図るためには、むしろ信託法を柔軟化、任意法規化していくことが必要である。私の理解では、信託法改正の第一の大きな方向性は、任意法規化という流れであると思えます。

そして、これは先ほどの私の意見陳述の中でも申し述べました、受託者が専門的な知識やノウハウを生かしてさまざまな技術あるいは手法を開発

していくということも積極的に私法上も後押ししていく、そういった改正になるものではないかと考えております。

二点目は、しかし、それでは任意法規化を全く自由に進めたいのか。先ほど来申し上げておりますように、信託というのは本来、第三者、他人のために受託者が専門的な知識経験等を駆使し、受託者の名義のもとにその財産管理処分権を最大限發揮しながら受益者の利益を実現する、このような制度でありますので、任意法規化を進める場合にも受益者保護という観点からそれを進める必要がある。

例えば、現行の信託法の二十二条は、非常に厳格な自己取引の禁止を定めております。これは、裁判所に持っていかなければその禁止を解除できないというのが現行法の規律となっております。

しかし、自己取引、利益相反取引の中にも、受益者の利益となるようなタイプの取引も含まれてはいるはずであります。したがって、任意法規化の場合にも、例えば利益相反行為について、受益者に、どういう取引をどういう理由で行おうとしているのか、その理由を開示した上で受益者の承認を得る、そのような形で受益者の関与を進めていくといった方向での改正が第二点のポイントではないかと考えております。

それから、第三点目のポイントといたしましては、これまで現行の信託法では余り規律が十分でなかった、あるいはほとんど置かれていない、例えば信託契約の変更ですとか信託の併合、あるいは信託の分割。このように、信託をむしろ積極的にさらに展開していくための法的な基礎を与える、そういう方向での改正が第三番目の大きな柱ではないかというふうに理解しております。

非常に簡単な話ではございますが、以上でございます。

○中川(正)委員 なかなか難しい話で、私自身ももう一つ整理することができないんですが、一つ典型的に、さっきの流れに対して、今問題

として出てきておる、例えばプライベートバンキングですね。さっきのお話で、トータルで考えていくと、もう少しやわらかく受託者が運用できるような方向でいこうというのはいつの流れだといふふうには私自身は聞き取ったんです。ところが、今、例えばスイスあたりで始まったような形のプライベートバンキングが日本に来て、シティであれだけ問題を起こして、かつその中で行われていたこと、それは銀行業の業法の違反というもたくさんあったんだろうと思うんですが、それを乗り越えて、それこそ柔軟に活用していくという前提がプライベートバンキングにあるんだろうといふふうには思うんですが。

これはお二人に聞きたいんですが、このプライベートバンキングの定義というのはどういうものなのかということ、柔軟にしているときに、今回のような形で、もともとは、証券だとか不動産だとかそれぞれと、金融という、銀行、金を貸し出すとかというのがファイアウォールがあった、そのファイアウォールをつくっておかないとさまざまな形で利益相反が起こりますよということとコントロールしてきたのを、これからは全部取り払っていきまますよ、取り払って行って、その中で縦横に資産運用というのをやっていく、その中で信託という手法を使ってそれを可能にしていこうとかというふうなことであるとすれば、その前提になるルールというのをどうつくっていくかというのがあるかというの、私もまださっぱりのみだめてこないのです。

そこを踏まえて、業界として、このプライベートバンキング、どのようにとらえておられるのか。神作先生の方からも改めてお話を聞かせていただければと思います。

○古沢参考人 まず、プライベートバンキングというものは一体どういうものであるかということでありまして、私どもとしては、一般的には、プライベートバンキングというのは、富裕個人顧客との間で、保有する資産の有効活用や相続対策を個別に提案するという業務である、こういうふう

に理解をしております。信託はそのような提案における一つの機能を担うといふふうには考えております。したがって、プライベートバンキングというのは信託銀行だけが行っているものではないと、証券会社であるとかそういうところも同じような機能を果たしているのかなといふふうには考えております。

一方で、そういうものを取り扱う上でいろいろな受益者の保護あるいはリスクの管理、そういうものをどうやっていくかということでありまして、これは取り扱う信託財産の種類や予定されている財産の管理処分の方法に照らして、一つは適切な人材配置をすること、また市場調査体制などのインフラの整備が前提となるということでもあります。その上で、信託財産の管理運用を担当する部門と、一方で法令遵守の管理、あるいは内部監査を担当する部門とが牽制関係にある体制が確保されるということが必要であると考えております。

具体的には、忠実義務、分別管理義務などの受託者責任を果たさなかった場合に生ずるリスクを認識し、そのリスクが生じないための適切な社内ルールを策定し、そのルールの妥当性や遵守状況を監査部門が定期的にチェックする体制を整備している、こういうことであります。

以上であります。

○神作参考人 お答え申し上げます。

私に對しましては、主として、先ほどから何度も問題となっておりまして、信託の機能の拡大に伴って信託権限を乱用する者が出てくるのではないか、それに対してはいかなる規律があるべきか、そのような問題点の御指摘と承りました。繰り返して申し上げますように、その御指摘はまことにこともっともな御指摘で、信託法及び信託業法もその点について対処するということが最大の課題になると理解しております。

受託者に対しては、善管注意義務及び忠実義務、英語ではフィデューシャリーデューティーと言われておりますけれども、このような高度な

義務を一般的に課した上で、もしそれを逃れるあるいは免除するという場合には、信託契約の中でそれをきちんと書いておいたり、あるいは受益者に説明をして、受益者から承認を得た上でそういった行為を行う、このように一般的な信任義務と言われる義務を課した上で、個別的、具体的に解除をしていくという方向でルールをつくるのが適切であると考えております。さらに、業法におきましては、受益者保護の観点から、場合によっては一定の制約、さらなる行為準則の明確化、具体化あるいは厳格化、こういったものが期待される局面もあろうかと存じます。

また、先ほどエンフォースメントのお話を申し上げましたけれども、信託における健全な発展、これを確保するためには、受託者の信任義務が確実にエンフォースされるといふことが必要でございます。

そして、このエンフォースメントのためには、監督法が重要な役割を果たす、業者が監督ルール、業者ルールをきちんと遵守しているかどうか、監督官庁、当局がきちんとウオッチし、違反に対しては厳しく摘発し是正していくとすることが必要であることはもちろんでございますけれども、監督当局のみならず、受益者、委託者を初めとし信託の関係者が私的部門において、例えば受託者に対して民事訴訟を起こす、裁判所が信託法の解釈を通じてそれを実現していくというようなことももちろん重要なエンフォースメントのための手段でございます。そのほか、金融資本市場の分野におきましては、マーケットの存在自体が非常に受託者の行為に対する一種の規律をかける役割を果たすということも期待されます。

このように、監督法、私法、それからマーケット、こういったものの力を総動員しながら、受託者に対する行為規範が適切に課され、かつそれが遵守されるように確保していくことが重要な課題であると考えております。

以上でございます。
○中川(正)委員 先ほどのエンフォースメントと

いうことをさらに進めていって、普通はセーフティネットという考え方でいくと、そのエンフォースメントがすべて一〇〇％完成すればセーフティネットは要らないのではありませんか、どの業界でもそれがなされるということがないから、一〇〇％達成できないからいろいろな仕組みでセーフティネットを考えていくわけですが、今回の場合、新規参入があつて、金融関係だけではなくさまざまな業態の中で受託者が含まれてくるという可能性もあるわけですね。そうすると、それぞれ預かり資産や何かを別に管理をしていくといつても、それが破綻したときに、そうないなかつた、資産が消えていたというふうな場合も出てくるわけだと思ふんですね。それはどの業態でもそういうことを想定して、いろいろな基金であるとかあるいは安全パイを組むんですが、この業界の場合にはたしか供託金しかなかつたと思ふんですね。

それで、古沢参考人に改めてお聞きをしたいんですが、こうして兼管ということだけじゃなくて個別の新しい業態が入ってきてさまざまなことが発展していくとなると、そうした、業界としても新しいセーフティネットをつくっていくということが必要なんではないかというふうに私たちは思ふんですが、そこのところはどうですか、どのような考え方をもちますか。

○古沢参考人 まずは、新規参入者に対しては、新規参入者としての適格の要件というのが幾つか定められるということになると思ふので、その上でのチェックが一つかかるのかなというふうなことを考えております。その上で、適正なる行政の監督ということ、それから、業を行う者については、当然のことながらきちんとした財産については、当然のことながらきちんとした財産についての分別管理をやっていく、そういうものをしていく上でのいろいろな体制整備もきちんとしていく。そういうものが遵守されていけば、セーフティネットの必要性はないのではないかとこのように私は考えております。

○中川(正)委員 そのところは監督官庁とも議論していかなきやいけないところだと思ふんですが、私はそれは必要だというふうに思ふんです。信託だけ特別、供託で済ませるといふのは、これは間違つているというふうに思ふんですが、そのところ、これは議論じゃないんですが、指摘をしておきたいというふうに思ふんです。
それから、もう一つ御意見を聞かせていただきたいんです。金融という分野で業態を進展させていくということ、それからもう一つはTLOのような新しい商品開発ができるような分野に持つていくこととする、これは読めてくるんですが、もう一つ、一般的に我々の生活の中であるのは、例えば、御老人がある程度財産を託して、おれおれ詐欺なんかやられないようにちよつと運用してもらつたらいいじゃないかというふうなことから始まつて、遺言の中でそういうものを達成していったり、あるいは社会福祉法人がそういうような担い手として立ち上げていったり、そういう分野での信託という考え方の活用というものがもう一つあるんだろうと思ふんですね。
それについて、古沢参考人に一つお聞きしたいのは、これが業態として成り立つていくかどうかという、専門家の観点から御意見をいただきたいのと、それから神作参考人には、さっきの全体の信託を組み立てるときに、そうした分野への活用ということは当然あつていいと思ふんですが、どうして出てこないのかということですね。そのところをお聞きしたいと思ふんです。
○古沢参考人 先生から御指摘をいただきましたように、高齢者の方々が例えば持つておりますような不動産を受託する、それを有効活用するといふようなことについては、今後社会的なニーズも大変高まつてくるというふうに考えております。で、私どもも前向きにこれについては検討を加えていきたいというふうに考えております。
それから、私どもで、そういう福祉関連の信託というふうな意味では、例えば、障害をお持ちの子供さんに対して財産を拠出するというようなこ

とで税法上の恩典もあります特定贈与信託という商品がございますけれども、残念ながら今のところはまだ全体の受託残高の規模は多くございませんで、約三百億弱というような規模でございます。ただ、確かに、経済、社会の高度化、成熟化、あるいはいわゆる高齢者の方々がふえていくという社会環境の中にあつては、先生がおっしゃるような問題については、私ども業界としても前向きに受けとめていろいろなことを考えていきたいというふうに思ふんです。

○神作参考人 お答えいたします。
私に対する御質問は、先生が御指摘になられましたような信託の使われ方を、学問におきましては民事信託と称してございまして、金融等の分野で使われる信託を商事信託と称してございまして、我が国では商事信託の分野で信託が主として活用されているのに、民事信託の分野では信託の活用が目立っていないのはどうしてか、そのような御質問であつたかと思ふんです。

まず第一の理由は、沿革的な理由、これを指摘せざるを得ないと思ふんです。
御意見の中で申し上げましたように、我が国で信託制度が導入された最初のきっかけは、担保付社債信託という社債の発行、やはりコーポレートファイナンスの分野において信託が初めて導入されたわけでございます。その後、政策もあり、信託をむしろ金融機関に担わせようといった政策がとられてきたこともありまして、我が国においては主として金融の分野で信託が用いられてきた。これが第一のお答えでございます。
第二に、これも意見陳述の中で申し上げさせていただきますように、信託の機能がとりわけ金融に適しているということは指摘できるかと思ふんです。財産権に対する権利を受益権という形に転換し、さらに受益権の内容を自由にアレンジすることができ、これはキャッシュフローを自由にアレンジするという金融的手法、ツールとして用いるのに極めて適した法形式であつたわけであり

とで税法上の恩典もあります特定贈与信託という商品がございますけれども、残念ながら今のところはまだ全体の受託残高の規模は多くございませんで、約三百億弱というような規模でございます。ただ、確かに、経済、社会の高度化、成熟化、あるいはいわゆる高齢者の方々がふえていくという社会環境の中にあつては、先生がおっしゃるような問題については、私ども業界としても前向きに受けとめていろいろなことを考えていきたいというふうに思ふんです。

ます。しかし、英米を見れば、民事信託の分野における信託の利用も非常に活発に行われているわけでございます。

これについて法制的な問題点を一点だけ御指摘させていただきたいと思っておりますけれども、信託法によって相統法の規律がいれば回避されてしまうということに対する問題点があるのではないかと

いうふうにご理解しております。したがって、民事信託の分野における信託の利用におきましては、相統法、あるいは後見人制度等、さまざまに既に存在しております民事上の法制度との調整、これが必要になると理解しております。

以上、簡単ではございますが、お答えさせていただきます。

○中川(正)委員 時間が来たようでございます。ありがとうございます。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

お二人の参考人には、大変貴重な御意見をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。

今度の信託法の改正のポイントは、先ほどからお話がありましたように、一つは、信託の受託対象財産の制約を取り払って、信託の対象財産を広げていくというのが一つですね。それから、扱う業者として金融機関以外の参入も認めていくという、大変大きな改正だと思っておりますが、これによっていろいろな商品が生まれる、それから、新たに参入してくる業者も広がりますから、いろいろなトラブルが当然発生し得るわけでございます。

したがって、これからの信託会社に問われるのは、一般投資家の保護、それから受託者責任、これをしっかりと果たすということになるんだと思うんです。

そこで、古沢参考人にお伺いします。

例えば、一昨年、変額個人年金保険、十月から銀行での窓口販売を解禁しましたが、この際には銀行で担当する職員にかなりきちっとした研修を行なったというふうにお聞きしておりますけれども

も、当然、協会あるいは業界として、こういう新しい体制をつくっていくということになりますと、その商品の理解、従業員の、ルールをしっかりと守る、そういう教育といえますか、これは大事になると思いますが、どのような方策をお考えになっておられるか、具体的にお伺いしたいと思います。

○古沢参考人 今回、受託可能財産の範囲が拡大をすることとか、新規参入者が入ってくるということでありまして、業界、協会としても、そういう方々についてはどちらかというと門戸を広げて業界、協会の中に加盟をしていただきたいというふうにご考えておりますが、あわせて、やはり新しい方々に対して、先生御指摘のいろいろな意味での研修であるとか、そういうことを通じて、受益者保護といえますか、そういうことがきちんと守られていくような、そういう研修活動みたいなものも今後検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○佐々木(憲)委員 今後検討されるということですので、しっかりとその点はやっていただければと思います。

それで、例えばトラブルが発生した場合の対応でございますけれども、現在、信託協会に信託相談所というのがあるようですが、これから新しい体制になっていくわけですが、その場合今までのようなやり方で果たして対応できるのかどうか、これが問われると思っております。商品も非常にバラエティーに富んだものが生まれる、それから金融機関以外の業者がどんどん参入してくる、そうなりますと、想定し得ないようないろいろなトラブルが発生することが想定されるわけですね。それに対応するものとして相談窓口のようなものがあつたとしても、現在の状況ですと、一応受け、それを関連する会社に紹介をして、相談をしてくださいよ、親切に対応してくださいよとやることくらいだと思っております。そして、複雑な場合には弁護士にも頼むということだと思っております。

しかし、もつとこれは客観的なトラブルの解決というものが求められていくのではないかと。したがって、業界対応をもう一歩踏み越えて、第三者的な性格を持ったそういう機関も必要になっていくのではないかと思っております。

○古沢参考人 現在、いわゆるお客様のような紛争、トラブルに対する窓口といえますか、そういう面では信託協会の中に信託相談所というものを設けておられて、そこでお客様と加盟会社との間の合意による問題の解決を目指して、できるだけ早期に解決をするというように、臨んでおりますが、先生御指摘のように、新しい参入者あるいは受託財産の可能範囲が広がるということになりますと、従来のような対応だけではちよつと不十分かなという感じもしております。そういう意味では、信託相談所の担当職員に対する教育研修、こういうものももう少し高めていく必要があるかなというふうにご考えております。

以上、回答申し上げます。

○神作参考人 お答えいたします。

受託者の範囲の拡大あるいは信託引き受け可能財産の範囲の拡大等に伴って消費者からのさまざまなトラブルが出てくるのではないかと御指摘、まことにごもっともと存じます。

信託を用いて金融商品等を販売した場合に、大きく三つのタイプのトラブルがあるのではないかと考えております。まず第一は、信託商品を販売する段階で生ずるトラブル。第二段階は、その信託商品の仕組み自体が問題である、それに起因して発生するトラブル。それから第三段階が、受託者の行為、業務、これが適切であったかどうかという点に起因して生ずる問題。こういった大きく三つに分けることができるかと存じますけれども、特に第一の、勧誘をめぐるトラブル、それから受託者が善管注意義務を果たしたかどうかという点につきましては、なかなか厳密な意味での立証責任を尽くすことが難しい。俗な言葉で申し

ますと、水かけ論に終わる可能性が非常に高いと考えております。そのような分野におきましては、裁判所において紛争を解決するのではなく、裁判手続外の紛争処理、これが非常に重要な役割を果たすことになるのではないかと考えております。

したがって、このような観点から、消費者のトラブルを幾つかに類型化した上で、ADRに任せるようなものについては、ADRについてのさらなる積極的な活用、その充実を図っていくということが必要ではないかと考えております。

以上、簡単ではございますが、お答えさせていただきます。

○佐々木(憲)委員 先ほど神作参考人が最後に意見陳述の中で述べられました、今回の改正はまだ一歩である、さらに改正が必要だというふうなお話をされましたので、この法律上どういふ部分をさらに改正が必要だというふうにお考えなのか、簡単にお聞かせいただきたいと思っております。

○神作参考人 お答えいたします。

私法としての信託法の改正作業が現在進んでいるところでございますけれども、現在行われております信託法の改正は、現行の信託法をベースにしたものである。逆に申しますと、業法というのは、やはり私法上の規律がどうなっているかということを無視して業法をつくるわけにはまいらないと理解しております。したがって、私法としての信託法が改正されましたら、恐らく信託法の改正も不可避になる、そのように理解しているわけではございません。

しかし、私は、意見陳述の中でも申し上げておりましたように、非常に進展の速い金融の分野におきましては、一刻の猶予もなく、できる限り速やかに、第一段階の改正だけでも早期に速やかに御審議いただくことが望ましいことではないかと考えている次第でございます。

○佐々木(憲)委員 では、終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

古沢参考人、神作参考人、委員会を代表してお礼を申し上げさせていただきます。

本日は、御多用のところやうやうやう貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。ありがとうございます。

参考人のお二方については御退席いただいて結構でございます。

○金田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局長増井喜一郎君、金融庁検査局長西原政雄君、金融庁監督局長佐藤隆文君、内閣府産業再生機構担当室長藤岡文七君、経済産業省大臣官房商務流通審議官迎陽一君、経済産業省経済産業政策局長北畑隆生君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○金田委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川正春君。

○中川(正)委員 引き続き、質問をさせていただきますというふうに思います。

まず、本題に入っていく前にどうかそれと関連をしまして、先般からのシテイバンクの不祥事といいますが、それぞれ支店の撤退、取り消し、特にプライベートバンキング部門というのをやめさせたという一連の経緯がございました。それについて話を進めていきたいというふうに思うんです。

あの部門というのはどれぐらいの規模で、いわゆる顧客数あるいは残高等々、どのぐらいの範疇でプライベートバンキングの営業をしていたのかということ、これからまずお聞きをしたいと思っております。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

シテイバンクでございますけれども、在日支店

全体で二十三支店、それから十一の出張所で成っておりまして。

事業の規模ということで、十六年三半期の在日支店の年次報告というのがございますけれども、これによりまして、在日支店全体で総資産は七兆三千億円、預金残高は五兆二千億円、こういう規模でございます。

それから、顧客の数でございますけれども、全体では九十万人程度というふうに銀行の方から聞いておりますけれども、このうちプライベートバンキング部門が具体的にどれくらいかということについては、銀行が公表しておりませんので差し控えていただきますが、このプライベートバンキング部門は三億円以上の純資産を有する富裕層を対象としているということでございます。数の上ではかなり限定されるかなというふうな存じます。

○中川(正)委員 今回の措置というのは、銀行の業務全体に対して営業停止をかけたわけじゃなくて、あるいは撤退ということを要したわけじゃなくて、シテイバンクの中のプライベートバンキング部門というものを撤退させたというふうな解釈しているんですが、それでいいんですか、大臣。

○伊藤国務大臣 今御指摘があったとおりでございます。

○中川(正)委員 だとすれば、さっきの話というのはおかしいと思うんですね。停止をかけた部分、撤退をさせた部分について、監督当局が対象が対象になっているかわからないというのがさっきの答弁だったと思うんですよ。そんなことではないでしょうか。

○金田委員長 佐藤監督局長。(中川(正)委員)「大臣、大臣、これは大臣が答えなさい。統計じゃないんだから大臣ですよ、委員長」と呼ぶ)いや、後で伊藤金融大臣に。(中川(正)委員)「いや、約束事なの。彼らとの約束事で、私が指名しない限りここに出てこない。約束を破るの」と呼ぶ)佐藤監督局長。

○佐藤政府参考人 恐れ入ります。委員長に御指名いただきましたので、一言申し上げます。(中川(正)委員)「いや、これから参考人として呼ばないよ。そういう約束事なんだから」と呼ぶ)

○金田委員長 どうぞ答弁してください。

○佐藤政府参考人 可能な範囲で、私ども、できるだけ計数的な分野からプライベートバンキング部門のウェイトというのをフォローしていきたいというふうに思っております。お答えさせていただきますが、シテイバンクの本部が米国において四半期ごとに公表しているレポートがございます。そこで日本におけるプライベートバンキング部門全体の損益状況というのが管理会計ベースで述べられておるわけでございますけれども、このプライベートバンキング部門の売り上げは、円換算いたしました二〇〇三年度これはカレンダールイヤーでございますけれども、二百八十三億円、それから、税引き後利益が八十九億円ということになっております。

他方で、シテイバンク在日支店の全体の経常収益というのは千三百六十七億円、これは十六年度ということ四月一三月でございますけれども、こういう数字になっております。

したがって、ベースが少し異なりますけれども、千三百六十七億円と二百八十三億円というのを比べますと、プライベートバンキング部門のウェイトというのは、単純に割り算をしますと二割程度といった状況になっております。

○伊藤国務大臣 今、監督局長からお答えをさせていただきます。それで、正確な数字につきましては、先ほどもお話をさせていただいておりますように、銀行の方から公表されておられませんので、そうした意味から私どもの方からコメントを差し控えていただいているところでございます。

○中川(正)委員 いや、そういうことを聞いていないんじゃないかと、私は、当局から説明を受けたときに、なぜ全体の撤退をさせないんだと。大和のときのように、不祥事が起こってアメリカから引

き返してきたということがあったじゃないかということに対して、当局の説明は、今回の場合はそれぞれの業務形態があつて、分社化されているというカンパニー制度になっていて、それがプライベートバンキングという一つのカンパニーで運営をされていた。そのプライベートバンキングのカンパニー自体の撤退ということに今回の意味合いがあるんだ、こういうふうな聞いたんですよ。それは正しいんでしょう。大臣、どうなんですか。

○伊藤国務大臣 正確にお話をさせていただきますと、今回のシテイバンク・エヌ・エイ在日支店に対する立入検査、そして報告徴求によつて、公益を害する行為あるいは重大な法令違反が確認されました。また、在日支店が行う証券業務において法令違反が認められたことから、九月十四日に証券取引等監視委員会から行政処分を求める勧告がなされ、これを受けて九月十七日に、在日支店のプライベートバンキング部門の四拠点の認可の取り消し並びに個人金融本部の外貨預金業務に係る新顧客との取引というものを一カ月間業務停止する処分を含む行政処分を行ったということでございます。

○中川(正)委員 ちゃんと問いに答えてください。私が説明した論理立てというのは、金融庁の中で議論されてやられたことなんですか、それとも違っているんですか。どっちなんですか。

○伊藤国務大臣 ちよつと私、質問の趣旨をうまくとらえられていないのかもしれないけれども、当然、私どもとすれば、検査と報告で確認された事実を、法令に基づいて今回のような厳正な処分をさせていただいたということでありまして、そういう意味からすれば、金融庁の中で当然こうした行政処分をさせていただいたということになります。

○中川(正)委員 いや、もう一回話を聞いてください。そちらの当局から、どういう基準で今回の処分がなされたんですか。さっきの基準の説明じゃないんですよ、大臣の説明は、経緯の説明なんです。

私は、どういう基準でこの処分がなされたんですかとお聞きをしたら、当局の方から、これはそれぞれカンパニー制になっていて、シティバンクの中に三つほどのカンパニー制という制度があって、今回不祥事を起こしたのはその中のプライベートバンクのカンパニーだ、そのところを撤退をさせたということが基準になっているんだ、その意図なんだ、このように説明があったんです。それで正しいのかどうかということを確認しているんですよ。

○伊藤国務大臣 私どもが、先ほどお話をさせていただいておきますように、検査をさせていただいて報告徴求をし、そして、事実を確認して、その事実が重大な法令違反があった、そしてそれが悪質であった、そのことに基づいて、二十七条に基づいて今回の行政処分をさせていただいたということでございます。

○中川(正)委員 そうすると、私が受けた説明というのは間違いないんですか。間違っているんですか。そういうことでなかったんですか。

○伊藤国務大臣 先ほどから、ちよつと私の説明がうまくないのかもしれないけれども、重大な法令違反が認められたというのは、これはプライベートバンク業務部門で行われた行為が重大な法令違反があつて、そしてそれが悪質であつた。そのことにかんがみて、今回、それにかかわる部門についての認可というものを取り消すという処分をさせていただいたということでございます。

○中川(正)委員 そうすると、そのプライベートバンク部門に対して、シティバンクはそうした業務をこれからはすることができないということなんですね。プライベートバンクに対して業務停止をかけたということですね。できないんですね。

○伊藤国務大臣 今お話をさせていただいたように、それにかかわる四拠点についての認可の取り消しをするということは、これは事実上、免許取り消しと同じ意味合いであります。

○中川(正)委員 だったら、そんな推察はじやなく

て、事実関係を、どれぐらいのことをやっているのかということ把握しておくべきですよ。推察だけで、二度とプライベートバンクにしてはいいませんよと言ふんだつたら、どの部分がプライベートバンクの業務でやられていたのか、顧客がだれだったのか、こういうのをフォローして、後まで監督をしていくという義務があるでしょう。にもかかわらず、さっきのような答弁で済まされるというのは、その辺が中途半端であるし、かつ、話に一貫性がないんだ。

○伊藤国務大臣 今回の行政処分は当たつて、具体的にはどういふことがあつたのか、私たちが情報開示できる範囲内で今回の内容については明らかにさせていただいたところでございますけれども、細かい内容すべてについては、今後の検査一般に与える影響がありますので、銀行が情報開示をしていく範囲内で先ほどお話をさせていただいたところでございます。

ただ、私どもとして、今委員が指摘をされたように、しっかりとフォローアップが求められているわけでありまして。今回の重大な法令違反をした内容、そして、その中をしっかりと洗い出している適切な措置をしていかなければいけないわけでありまして、そのフォローアップについては、委員の御指摘をまづまでもなく、厳正に対処をしていきたいというふうに思っております。

○中川(正)委員 そのように大臣に言っていたわけでありまして、統計上に推察をするんじゃないんで、具体的にどれだけプライベートバンクがあつたのか、顧客数、固定した中でそれがどのように措置をされていくかということ、シティバンクの中で、それぞれのお客さん、全部これは手放さなきゃいけないわけですから、それを

改めてフォローした時点でこの委員会に報告をさせていただきたい、そのことを改めて確認しておきます。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、委員から御指摘がありましたように、これはしっかりとフォローアップしていくということは監督上大変重要なことでありますので、フォローアップをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○中川(正)委員 ちゃんとこちらに報告してくださいね。

○金田委員長 佐藤監督局長。(中川(正)委員「言つてない。大臣だ」と呼ぶ、事務的な話だから。(中川(正)委員「いや、事務的じゃないですよ。これは政治判断です」と呼ぶ、佐藤局長。(中川(正)委員「もう参考人は要らないよ。出なさい」と呼び、その他発言する者あり)いいですか。伊藤金融大臣。

○伊藤国務大臣 まず重要なことは、私どもが厳正にフォローアップをしていくということでありまして、そうした中で御質問をさらにいただくことになれば、その中で私どもとしてやれる情報開示というものをしていきたいというふうに思っております。

ただ、御理解をいただきたいのは、情報開示をするに当たつて、今後の検査や、検査一般に与える影響というものがございまして、その辺は勘案をしていかなければいけない部分があります。そうしたことを踏まえて、私どもとしてできる限りの情報開示というものをやっていきたいというふうに思っております。

○中川(正)委員 私がこれにこだわるのは、この後の質問にかかわってくるわけですが、そのプライベートバンクの定義そのものはつきり日本の中でしていないということ。それからもう一つは、この中に現在議論をしている信託というスキームが入り乱れていて、それを恐らく全体としてどう整理していくかということにもかかわってくるんだらうと思うんです。そこはグレーゾーンというか、これまで想定をして本当は整理してお

かなきゃいけないところなんだらうと思うんですが、急遽こういう形でプライベートバンクというスキームが入つてきて、それが日本の中で法的にも社会的にもちゃんと定着をしていないというか、定義をされてそうした営業形態としてやられていない中で、それぞれが勝手に自分の解釈で進んでいったということ、そんな問題があるんだらうというふうに私は思うんですよ。

だからこそ、この入り口のところで物事をはつきりさせておいて、恐らく、このプライベートバンクという業態、三億以上のお金持ちをお客さんにしてやるというのは、それは銀行サイドの勝手な定義でありまして、監督官庁サイドの定義というのはまた違ふんだらうと思うんですよ。その中の業態をどう見ていくかということがあるんだらうと思う。それをきつかけとしてちゃんとした整理をしていくという意味でも、我々もぜひ議論に入つていかなければいけないと思っております。

それがだけにこの問題の整理の情報開示というのが大事だということに思つていられるんです。ですから、勝手に聞いてくれというふうな話をせずに、ちゃんと結果は国会にも我々にも見せていただくということにしてください。

○伊藤国務大臣 情報開示の重要性については、私もこの点についてはよく理解をしております。私どもは、なせ少し慎重にお話をさせていただいているかという、先ほどお話をさせていただいたように、今後の検査一般の実効性に与える影響というものがあつたので、そこに私どもとしても留意をしながら、できる限りの情報開示をしていくために、しっかりとフォローアップも必要でありますので、そうしたことをさせていただきながら、国会の皆様方の情報開示に対する要望にこたえていきたいというふうに思っております。

○中川(正)委員 こんな入り口の問題で時間をとっているとあの質問がでなくなりますが、そのことでちゃんと開示をしていただくという解釈をさせていただいて、次に進みます。

もう少しこのプライベートバンキングをやりたいと思うんですが、今、監督官庁レベルでのプライベートバンキングの定義というのはどうなっているんですか。これはどういふものなんですか。

○伊藤國務大臣 プライベートバンキングの定義というのは、これは大変難しいものがございます。各金融機関においても富裕層をどういふようにイメージしているかというのは、これはそれぞれ別々であります。

監督官庁としてというお話がございましたが、法律上の定義はございません。一般的に、プライベートバンキング業務あるいはウエルスマネジメント業務などの名称の業務部門を各金融機関が立ち上げて、そして、特定顧客、金融資産を一定以上有する富裕層などをターゲットに、預金、この中には外貨預金も入ります、貸し金、投資信託、変額保険、そして私債、仕組み債、デリバティブ関連取引など、多様化する富裕層の資金運用ニーズに対応するため、あらゆる金融商品の販売及び資産管理サービスを提供しようとする業務であるというふうに考えております。

○中川(正)委員 シティが撤退をしていく、あるいは、外資というのはそれなりに今苦労しておるようでありまして、いろいろなレポートを読むと、それにかわって、日本の、いわゆる邦銀の方がこのプライベートバンキングに対して参入をしていく流れがあつて、それがそれぞれ投資家の方に対しても非常に強い働きかけとなつて今展開をされているというふうなそれぞれレポートとしてはあります。それだけに、それなりの定義づけが法的にも必要なんだろうと思うんですが、それはどう思われるかということ。

それから、もう一つは、信託とプライベートバンキングとの違いとか、このところをどういふふう整理をされていくのか。今、何かここはグレーゾーンみたいなもので、銀行が窓口になつてやつたときにはファイアウォールがずっと乗り越えられていて、昔あつたですよ、バブル

のところには追い貸してゴルフの会員権を買わせたりあるいは土地を買わせたりというふうな話が過去にあつたわけですよ。そんなことがシティバンクのさまざまな、こんなことをやりましたよという話の中にも出てきて、その辺の整理をどこかでやつていかなきゃいけないということがあるんだらうと思うんです。このまま邦銀がずっとコミットしていったときに、またどんな処分をするのかという話の中で、シティバンクの一つの例といたつてもなるんだらうというふうな思ふんですが、そういう意味での法的な整理というのはどう考えておられますか。

○伊藤國務大臣 プライベートバンキングの定義というものを明確にがつちりしていくというのは、これはなかなか難しいところがあるんじゃないかというふうな思ひます。先ほども参考人の先生方と委員が御質疑をされたのを私も聞いておりましたけれども、基本的には、多様化する富裕層の資産運用のニーズに対応するために、あらゆる金融商品の販売及びポートフォリオ管理サービスを提供しよう、こういう業だというふうな私どもの方としては認識をしております。

他方、信託業務についてのお尋ねがございました。信託業務については、顧客の委託を受けるあらゆる金融資産の運用を行うサービスを提供したり、投資信託といった商品を提供するなど、多様化する富裕層のニーズへの対応といった観点においては、これはプライベートバンキングの業務と同様な機能を有しているというふうな思つております。

しかしながら、プライベートバンキングは、あくまでも銀行、証券会社等の金融機関の業務の一部として法令で定められる業務の範囲の中で各金融機関の創意工夫のもとで行われているものであり、当局が具体的な定義を定める性格のものではないんでないかと私どもは基本的に考えているところでございます。いずれにいたしましても、グレーで、その部分をしっかりとしないと投資家保護の観点からも問題

があるのではないかと御指摘ではございませうけれども、おののサービスのついては関連法規がございます。銀行法、そして証券取引法、信託業法、保険業法、投資信託法、多岐にわたつておるわけでありまして、その関連法規にのつとつて、各金融機関においては法令遵守のための社内規則の整備、そして経営管理体制の整備が求められるのではないかと御検討をしております。

○中川(正)委員 まさに問題はそこなんです。昔は、銀行は銀行業務、証券は証券業務、こういうことだつたわけですが、こういうプライベートバンキングなり、あるいは信託業法で今回出るような新しい、いわゆる組成といひますか商品も出てくる。あるいはその担い手も出てくる。こういう形になって、それぞれが乗り合ひしながら進んでいく中で、さつきのような、縦割りの業法で整備をしておりますよという話は、これは役所だけに通じる話であつて、いわゆる投資家の方から見たら、業界が勝手にプライベートバンキングという名前をつけたけれども、これは会社によつてあるいはその担い手によつて中身が全然違つていふ話なんです。こんな危ない話はない。だから、リスクも当然違つてくるんだらうけれども、そういう意味合いでの横断的、というところは、そういう意味合いでの横断的、というところは、もつと云へば、投資家の立場に立つた横断的な一つのルールづくりというのが必要になつてきたということなんだろうと思うんですよ。だから、日本の業態の中でそこを考えたいかんやならな

いというの、もうこれまでもあちこちで指摘があつて、その話を十分に大臣も問題点としては理解していただいておりますというふうな思ふんです。いつからやりますか。

○伊藤國務大臣 まず基本は、それぞれの金融商品あるいはサービスについては関係の法規がございますので、その関係法規に基づいて、金融機関あるいは証券会社がしっかりと対応をしてく、そのための体制整備をしていくということが基本であるというふうな思つております。そして、

委員が御指摘のように、新しい金融商品が開発をされていく、そして多様なサービスが行われていく、それに合わせた利用者保護というものもそのレベルにのびていふかやつていかなければいけない、これは委員の御指摘のとおりだというふうな思つております。

金融審議会においても、そうした問題意識をもとに今議論がなされておりますので、また私どもとしても、そうした今の多様化する金融商品あるいはサービスの流れにのびていふかやつていきたところでありまして、こうした問題意識をしっかりと持ちながら、これからの対応をしていふか、努力を重ねていふかというふうな思つております。

○中川(正)委員 これは指摘だけしておきます。これは衆議院の調査室から出てきた今回の法令に関する資料の中に、それぞれの業態によつて投資家保護がどういふ形になつていふかというのが一覧表にしてあるものなんです。保険業法、証券取引法、投資信託法、先物、顧問業法、商品ファンド法、特定債権法、これは全部横書きにしてある。こういう一覧表を見ていふか、やはり相当違うんです。それぞれの業態によつて、商品によつて、ところが、それがリスクとの関係で整合性があるかという、またこれも違うんです。どうもここに矛盾がある、あつち矛盾があるという話が出てくる。

だから、我々民主党がかねてから何回も何回も指摘しているように、金融サービス法ですね、横並びで、消費者にとつては、あるいは投資家にとつては、しっかりとその辺の問題点といひますか、その辺の規範というのがわかるというふうな法律体系というのを考えていふかやつていふか、このことを改めてこの問題でも指摘をしながら、次の問題に移つていふかやつていふかやつていふか、これは早いところやつていふかやつていふか、プライベートバンキングなんていうのはほとんど今広がつていふかやつていふかやつていふか、時間の問題です。かねてから、いろいろなレポートを見てい

ると、いや、これはシテイバンクだけじゃないよ、あつちでもこつちでも、具体的にはこんなことをやっているというのはどんだん出ているわけですから。そういう意味で、改めてこの問題を指摘しておきたいというふうに思います。

それから、この法案についてまず最初に聞きたいのは、セーフティーネットがどうなっているかということですね。これについて答えてください。

証金の金額においては、これは政令において定めさせていたきたいというふうな思っておりますが、今現在、運用型信託会社については大体二千五百万、委託型信託会社については一千万、信託受益権販売者については一千万とすることを一つの水準と考えておりますけれども、この点についてもパブリックコメントに付させていただいて、広く意見を聴取させていただいて、それを踏まえて判断をしていきたいというふうな考えております。

どんだんどん入ってくるという想定があるんだとすれば、そのプレーヤーも、今の銀行よりも安全などうか安定したところだけを想定しているわけじゃないんだと思うんです。さまざまな流れを許容していくという、胸を開いたんだというふうな思っているんですよ。それだけに、その部分なぶらなで従来型でいくという考え方は、これは間違っているんじゃないかという指摘はおきたいと思っておりますが、どうですか、大臣。

りまして、その中において、例えば、非常に要望の強い知的財産権や不動産の管理、資金調達のための流動化、中小企業貸し出しの担い手となることを目的としたもの、こうしたものが考えられるのではないかとこのように思っております。このために、受託可能財産の範囲を拡大して、そして信託業の担い手の拡大のための必要な法整備を行うこととしておりまして、多様なノウハウを有する方が信託業に参入していただくことを期待しているところでございます。

お尋ねがありました。

○中川(正)委員 それはセーフティーネットというレベルじゃないんだと思うんですよ。日本の行政というのは、前から指摘されているように、法律をつくる、あるいは規則、規範をつくる、それを行政指導で徹底させていって業界を従わせる、それによって消費者あるいは投資家の保護にもつながっていくという、それでいいんだという形だったんだと思うんですが、それがこのまま残っているんですよ、この業法の中に。

こうしたものを整備しながら、セーフティーネットについても御指摘がございましたけれども、実施状況を踏まえて、必要に応じて私どもとしても検討していきたいというふうに思っております。

よく言われるのは、一般の大手の製造会社や何かが子会社をつくって自分の資産の運用をする、あるいは年金の運用をしようかというふうな想定はわかりやすい、これはこれでいいんです。そういうことじゃなくて、今業態がさまざまにあつて、金融という部分あるいは不動産という部分で活動をしている、そういうところがこの業界に入ってきてトータルでやっていくということも想定されているんですか。そういうところに対して免許を出す、あるいは登録してもらって結構ですよという想定になっているんですか。

御指摘のようなセーフティーネットについても少し詳しくお話をさせていただくと、信託会社や信託受益権販売者については一定金額の供託を求めるところになっておりますので、これに対する優先弁済権を認める営業保証金制度を採用しているところがございます。そして、信託契約代理店については、一定の場合を除いて、信託契約代理店が行った信託契約の締結の代理等について、これは所属の信託会社が顧客の損害を賠償する責めに任ずる、所属信託会社の損害賠償責任が第八十五条によって定められているところでございます。

だから、銀行を考えていく場合でも、そうしたことを前提にして、いわゆる預金保険制度というふうなものがつくられて、お互い業界として互助で、あるいはそれに監督官庁も入って制度化をしてトータルでセーフティーネットをつくっていく、そういうふうな流れなんだと思うんです。

次に、プレーヤーをふやしたわけですが、今想定している新規参入というのはいくつかの分野、これまでは金融機関だけが兼営という形でこの分野でやってきたことなんです。新しくこの分野がこれに参入してくるといふように想定をしておられますか。

○伊藤国務大臣 これは、多様なニーズにこたえていくためには、多様なノウハウを持つていく方々に信託業の担い手として参入をしていただくということは非常に大切なことではないかというふうな思っております。ですから、先生が御指摘になられた、事業会社の方だけではなく金融機関の方も含めて広く参入をしていただいて、それによって、例えば知財権の有効活用でありますとか、さまざまな信託をめぐるニーズというものはあります、そうしたものにこたえていただけるような

○伊藤国務大臣 これは分配率に依るといふことになりまして、先ほどお話をさせていただいた営業保

○中川(正)委員 供託で何%ぐらい返ってくるんですか。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 これは、多様なニーズにこたえていくためには、多様なノウハウを持つていく方々に信託業の担い手として参入をしていただくということは非常に大切なことではないかというふうな思っております。ですから、先生が御指摘になられた、事業会社の方だけではなく金融機関の方も含めて広く参入をしていただいて、それによって、例えば知財権の有効活用でありますとか、さまざまな信託をめぐるニーズというものはあります、そうしたものにこたえていただけるような

○中川(正)委員 供託で何%ぐらい返ってくるんですか。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○中川(正)委員 供託で何%ぐらい返ってくるんですか。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○中川(正)委員 供託で何%ぐらい返ってくるんですか。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託業については幅広い業態から参入をしていただきたい、そういうふうな期待をしております。

サービスというものを提供していただきたいというふうな思っているところがございます。

○中川(正)委員 それは、金融という部分あるいは特にT・L・Oなんかの知的所有権を流動化させていくというような部分での考え方なんだろうと思うんですね。

さっきの参考人質疑の中でも申し上げたんですが、もう一つ、これを活用する分野として、庶民の感覚からいくと、高齢者が自分の財産というのを運用するのに信託をしていく、あるいは遺産相続との関係で、それを前提にしながら、土地や何かを活用して余生を送っていくながら、それを相続との兼ね合わせでうまく活用をしていくとか、さまざまにそういう意味合い、特に福祉関係では、障害者が親が死んでもちゃんと自立をしていくというような形での信託を親がしていくというふうなこと、実はこれは期待されていたんですね、この業法の改正のときに。そういう分野というのは、これから先、私たち、高齢化を迎えていく中では非常に大事な分野なんだろうと思うんですよ。その議論というのが今回の話ではなかなか出てこないですね。特に、個別会社で一億とかいう基準をつくっていくと、全部これははじかれてくる可能性はあるんですが、それはどのように考えておられますか。

○伊藤国務大臣 委員が御指摘のように、信託というものを活用してさまざまな対応をしていくというニーズがあることは承知をいたしております。

今御質問をされる前の段階で、委員からは、委託者あるいは受益者の保護が非常に重要である、そのための施策というものをしっかりとやらなければいけないというお話がございました。そうした観点から、私どもとしても、信託を行うに当たっては、財産の基礎でありますとか、あるいは適切な業務運営というものを、そういう能力があるかどうかというものをしっかりと見ていかなければいけないわけがあります。

今お話がございました福祉信託等、これは信託

会社というものを株式会社でつくっていただければ、こうした中でそうしたニーズにはこたえていくことができるのではないかと、今思っておりますけれども、公益法人でありますとかあるいはNPOの問題については、これも相当に議論があつたんですが、やはり委託者、受益者の保護という観点からすると、今回の改正の中でこれを認めていくということはまだできないというふうな私どもとして判断をしたところでございます。

〔遠藤(利)委員長代理退席、委員長着席〕
○中川(正)委員 それは、金融を考えた場合も、プロを相手にする場合と素人を相手にする場合と、これは当然違つてきますよね、ルールが。それを考えるぐらいですから、金融でないところで、福祉関連でこれを生かしていくじゃないかというところであれば、そうしたルールはつくれないはずなんですよ、工夫すれば。そう思いませんか、大臣。

○伊藤国務大臣 福祉関係についても、私どもとしてもいろいろのアレンジをさせていただいたところでございますけれども、もし業として行うのであれば、やはりこれは委託者、受益者の保護というものをしっかりと図っていくことは大切な視点ではないかというふうに思っております。

そういう意味からも、委員御指摘のように、こうした実態のニーズというものをどう的確に対応していくかという問題と、そして、今のような利用者者の保護というものをどうバランスさせながら制度設計をしていくかということが私どもに求められている視点ではないかというふうに思っております。その中で、今回については、公益法人についてもいろいろ今見直しの作業も進んでおります、その結論も今出していない段階でありますので、今回は公益法人については委員が要望されているような形をするという判断には至らなかつたというところでございます。

○中川(正)委員 そうした仕組みをつくっていくという方向性といえますか、これはあるんですね、

さっきの答弁でいくと。

○伊藤国務大臣 公益法人も含めまして、株式会社以外の者による信託業の参入については、その必要性でありますとか、先ほどお話をさせていただいたその妥当性というものを踏まえて、現在、会社法制についても改正の作業が進んでおりますので、その動向や、あるいは他の金融業態の取り扱いとの整合性にも配慮しながら今後の参入の適否を検討していく課題ではないかというふうな考えております。

○中川(正)委員 いや、大臣の気持ちを確認しておきたいんですよ。そういう経過はもういいですよ。そんな役人答弁しなくても。

そこにニーズがあり、そういう社会構成があるということ。これは司法書士なんかも言っている話ですが、福祉だけじゃなくて裁判分野でもあるというふうなことなんですよ。いいスキームなんですよ。だから、それが使い勝手のいいように、そして、さっきの話で、投資家の保護をちゃんとしていくというふうなスキームを考えていきたいと思いますよ、大臣。どうですか。

○伊藤国務大臣 福祉信託については、この改正案が成立をさせていただければ、信託の会社をつくっていただけて、株式会社であればやることのできるんですよ。ですから、今の枠組みの中で全くだせないということではありません。

先ほど来お話をさせていただいているように、私どもとすれば、委託者あるいは受益者の保護というものもしっかり考えていかなければいけないわけでありまして、そのニーズと利用者者の保護のこのバランスの中で考えていく問題であるというふうな思っております。

○中川(正)委員 それはわかりましたが、どう考えていくんですか。やるという方向で考えていくということなんですか。答えてください。

○伊藤国務大臣 さらに、これは先ほどからお話を変えていただいているように、いろいろな環境の変化がございます。公益法人についても今見直しの作業がされているわけですから、そう

したのも見ながら、また、ニーズというものも私どもとしてもさらに的確に把握をしていかなければいけませんし、また、先ほど来お話をさせていただいている、委員も御指摘をされている利用者保護というの非常に重要なことでもありますから、それをしっかりとやりながら、どういう形のものでできるか、そういうことは検討していかないとはいけません。

○中川(正)委員 附帯決議で持つていくならなりというところなんですよ、本当にそれはやっていますよ。

最後に、もう時間だそうですから、さっきの話で、もう一つの金融の関係の、プロを相手にする場合と素人を相手にする場合との違いというのがこの法案の中には出てきていないんですよ。これはやる必要があるんじゃないかということ。それからもう一つは、リスクのレベルだと思っておりますよ。信託銀行あたりがやってきた話というのは、いわゆる安全な商品を中心に銀行業務にちよつと変化を与えたというか名目を変えたような業務の出身というのがこれまでの流れだったんですよ。新しい参入者が出てきて、これがいろんな形で見直されてくると、恐らくリスクの高い、かつ、マネジメントのやり方によっては租税逃避といえますか海外のいろんな投資先も含めたマネジメントというのがずつと展開されてくるんだろうというふうに思っています。

そういう意味では、対応する相手によつて中身を変えていくという、その手法が大事な点なんだろうと思うんです、これからの金融というのを考えていく場合に、それがどのように表現されているのか、もしあれば、ないとしたら、それは考える必要があるんじゃないかということを指摘しておきたいと思っております。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきたいと思っております。

基本は、私どもとして、当該の信託を担う会社が財産的基礎というものを有して、業務遂行能力というものをもち、受託者責任というものを果た

せる体制が備わっているかどうか、この点を十分審査していくことが重要だろうというふう
に思っております。プロの中でもこれはいろんな
レベルがあるのかというふうに思いますし、私
もとして、こうした面をしっかりと見ながら、委託
者あるいは受益者の保護を図っていくこととして
いるわけでありませう。

○中川(正)委員 答えになっていないんですが、
もう時間が来たようでありませうのでこれで打ち切
りますけれども、大臣、技術的なことは私もわか
らないので、そんなに難しいこと言っているん
じゃないんですね、質問は。だから、恐らく大
臣の中にも問題意識がそれぞれあって思いがある
んだと思うので、そんな答弁読んでいないで、も
う少し前に出て、しっかりと自分の頭の中にあるも
のを出してください。これからまだ長いつき合い
になると思っているので、長いのかどうかちよつとわか
りませぬけれども、解散があったりしたら、その
ことを指摘しながら、質問を終わります。ありが
とうございました。

○金田委員 次に、馬淵澄夫君。

○馬淵委員 民主党の馬淵でございます。きょう
は、八十二年ぶりに抜本的な改正となります。信託
業法、この業法の法案の審議ということで質問の
機会をいただきました。

今回の業法の改正、八十二年ぶりということ、
範囲、信託財産の範囲の拡大と担い手の拡大とい
うことで、これは私も大変有意義なことだとい
ふふうに思っております。

この信託業法の改正、信託制度そのものは大正
十一年の法制制定以来ということでございますが、
信託業法とあわせて信託法というのがございます
ます。いわゆる信託という制度の中での基本法と
もいへばこの信託法、今回は、これは所管は法
務の方になると聞いておりますが、基本法となる
べき信託法の改正を待たずに信託業法の改正を行
うということにつきまして、大臣、その理由をお
聞かせいただけますか。

○伊藤内閣大臣 お答えをさせていただきます

思います。

信託法の改正につきましては、法務省において、
この秋から法制審議会で審議を開始したところで
ございまして、平成十七年度中を目途に信託法改
正の関係法案を提出する、このことを目指して現
在作業が進められていると承知をいたしていただ
きたいと思っております。

一方で、信託業法の見直しを先にさせていた
きましたのは、これは金融資本市場の基盤整備を
進める上で不可欠の課題である、そして政府とし
ても、規制改革推進三カ年計画、これは平成十五
年三月に決定をされたものや、あるいは知的財産
の創造、保護及び活用に関する推進計画、これは
平成十五年の七月の知的財産戦略本部で決定され
たものでありますけれども、こうした二つの大き
な計画においても、早期に対応してほしい、こう
した求めがありました。

こうしたことを踏まえて、私どもとして、本法
案を信託法の改正に先立って国会に提出をさせて
いただいたところでございます。

○馬淵委員 平成十五年、規制改革推進三カ年計
画の金融サービス業発展のための基盤整備とい
うお答えでありました。

規制改革、これがまず日本の金融の制度の中で
必要である、こういった観点から進められたとい
うことであります。私の方からは、そもそも信
託制度並びにその制定された法律につきましての
歴史的経緯ということを少しお話しさせていただ
きたいと思っております。

大正の初期でございましたが、経済発展が目覚
ましい中で、欧米から信託という新しい業態、そ
の言葉が移入してきたわけでありませう。そして、
その大正初期に、いつときブームのような形で信
託があちこちで事業としてスタートしました。不
動産仲介や高利貸しのような、おおよそ信託と呼
べないような業態まで信託の名をつけて行われて
いた。大正十年、当時、信託業者が五百十四、そし
て信託会社は四百八十七社、大正十年にはこうし
た乱立した状態にありました。しかし、現実には、

信託の乱用、信託概念の乱用ということござ
まな問題が発生してきていた。

そこで、当時、大蔵省が規制に乗り出したとい
うことになりました。信託の概念、その理論、法的
な定義というものがもととないままに業が既に
動いてしまっている、まずは基本法の制定が必要
だということ強く考えられ、当時の司法省、今
の法務省に当たるんでしようか、こちらに働きか
けられて、信託法の制定そして信託業法の制定と
いう、この二法をワンセットでつくつていこうと
いうことに取り組みされました。

お手元にお配りをした資料がございますが、そ
の資料の中に「信託の法体系」というものを入れ
ております。これは二枚目でございますが、ごら
んいただきますと、信託法並びに信託業法、この
公布と施行日に関しましては同じ年月日となつて
おります。つまり、業がスタートをした上で、大
蔵当局が当時、この業規制をしなければならぬ
ということで大慌てでつくつた、これが信託業法
であり、そして司法省に働きかけてつくつたのが
信託法であるという現実でございます。

つまり、今回抜本的な改正をしなければならぬ
信託制度の法体系の特徴としては、立法の中核、
重心が、各法的な信託業法にあつたという点にあ
ります。本来ならば、基本法である信託法、こち
らから信託とは何ぞやというところを突き詰めて
いくべきであるはずなのに、業の規制ということ
が前提にあつた。補完的な位置づけとして、本来
制定されるべき基本法、一般法の信託法が位置づ
けられてしまったということになります。

さて、こうした信託業法が制定された後に、こ
れは大正十一年でございませうから、ようやく業法
のつとつて、当時の大蔵当局は信託と銀行の峻
別ということを考えておられました。ところが、
戦争が始まりました第二次大戦下、戦時下の中で
非常事態が起きてきたわけです。この非常事態の
中で、国家の資源、資本の集約ということが求め
られるようになりました。

が、普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼
営等ニ関スル法律、いわゆる兼営法というものが
例外的に規定をされた。分離、峻別するという方
針から、戦時下において貯蓄性の資本というもの
をまとめていこうということ、兼営法をつくつ
て統合を図るということを行われたわけでありま
す。大手銀行、あるいは大手の信託会社、そして
都銀、地銀といったものが吸収合併をしていき、
信託のいわゆる専業七社というものがこの段階
で、戦時下において形成をされていった。この例
外的な規定である兼営法。つまり、信託制度にお
いては、信託法、信託業法、兼営法というこの三
つの法律によって今日の制度がつけられてい
る。そして、戦後になりました。戦後になりました
激しいインフレです。信託の業務は当時金銭信託
が中心でしたから、当然ながら、激しいインフレ
の場合には金銭信託が破綻をします、預け入れが
途絶えるということになりました。昭和二十三年
に専業の信託会社にも銀行業務を兼営せよとい
う当時の大蔵省からの強い指導があり、そしてさ
らには、戦後昭和二十七年であります長期信用銀
行法ができて、長短の分離政策というものがとら
れるようになった。そして、兼営の銀行に対して
は信託業務の放棄を求めようになつたわけであ
ります。この段階におきまして、信託銀行専業七
社以外に信託業というものの放棄を求めたわけ
です。銀行に、一たん兼営してもいいよという形に
したが、その後、すべて信託業は放棄しなさい
という形に指導していかれた。結果として、この
兼営法によって専業七社という体制が残つてしま
いました。

信託業法に基づく営業免許取得による信託会社
というのはゼロであります。そして、信託業法そ
のものは死文化をしてしまいました。つまり、基
本法である信託法、これが信託業法とセットでつ
くられていく中で、戦時下の例外規定という兼営
法が今日まで信託制度の中心をなす、中核をなす
法律であつたということになります。

先ほど大臣は、規制改革三カ年、これと市場の

ニーズに合わせて見直しが必要だということをお話しされました。信託法の改正を待たずしてやるべきだということで今回の法案の提出となったということですが、兼営法、こちらに関しては十分にみていく必要があるというふうには私には考えております。

そこで、この兼営法の問題につきましてお尋ねをしたいと思います。

まず、信託銀行以外、現在不動産売買というものができないということになっております。これはお手元の資料の「金融機関による信託業務について」という表でございしますが、これを見ますと、信託銀行以外には不動産業務、売買等できないというところになっております。都銀の子会社、地方銀行、都銀本体、これはバツ、バツ、バツ、できない、こういうことになっております。

これは、なぜ不動産売買ができないということになっていくのでしょうか。お答えください。

○伊藤國務大臣 お答えをさせていただきます。平成十三年に銀行法の改正を行っていたいたわけでありまして、この中において、信託業務における競争というものを促進して利用者の利便性というものを向上していく、こうした観点から、都市銀行等の本体での信託業務を解禁したところがございます。

その際、金融機関については、他業を営むことによるリスクの遮断、そして銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性確保、こういった他業禁止の趣旨を踏まえて、不動産媒介業務など金融機関の本業との親近性が比較的小さい業務について、参入を認めないこととしたものであります。

○馬淵委員 他業禁止という趣旨だということでございます。

それではお尋ねしますが、今回の改正で、信託会社の方は不動産売買はできませんか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。信託会社社の兼業がどこまで許されるかということでございますが、兼業についてはいろいろな要

件を課しております、その要件がクリアされていけば不動産売買ができるということでございます。

○馬淵委員 今回の業法改正で、担い手の拡大がされます。その新しい信託会社というのは不動産売買ができる、こういうことでしょうか。

はい、できるという御回答をいただいたということでございますが、都銀の子会社並びに地銀、都銀、こうした本体、先ほど大臣のお話では、他業務に對してはこれはさせないということでも来たんだということでございますが、今回の信託業法の改正といったものを踏まえて、今後、これらの都銀や地銀あるいは都銀の子会社に対して、不動産売買というのを解禁する方向でございましてでしょうか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

銀行の子会社ということで、御質問はそういうことでございます。

今の御質問でございますが、今は、信託会社の兼業についてどう考えるかという問題と、それから、銀行がどういった兼業を行えるかという問題があるかと思っております。

先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、特に銀行、金融機関につきましては、やはり、他業を営むことによるリスクの遮断、あるいは銀行業務に専念すること等による銀行経営の健全性の確保、そういったことから他業の禁止を行っているわけでございます。そういう観点から、不動産の仲介業務などについて、やはり銀行の本業との親近性が比較的小さいということで、参入を認めないという結論になっているわけでございます。

○馬淵委員 銀行の参入を認めない、都銀や地銀、こういうものの不動産売買の参入は認めないということでお答えをいただきました。

さて、こうした信託制度の見直しを今されているわけですが、一方で、金融のシステムそのものも大きく変わってきました。そして、銀行も形態を大きく変えています。

今、金融持ち株会社というものがございまして。一般にホールディングスと呼ばれる会社です。この財務金融委員会の場でも、さまざまなホールディングスの問題について議論をされてまいりました。例えば、いつもここで話題に上っていますUJホールディングス、このUJホールディングスには、その傘下に銀行と信託会社がございます。そして、ホールディングスの傘下にあるこの銀行、信託会社、これらが実体上は一体であります。このホールディングスの傘下にある銀行は不動産売買ができないけれども、このホールディングスの傘下の信託会社はできる。そして、経営そのものはホールディングスで一体なんです。

先ほどのお話ですと、新たな信託会社の不動産売買は認める、そして、専業七社と呼ばれる信託会社の不動産売買も、先ほどの流れの中で非常にいびつな形で兼営法が残って、不動産売買も認められた。しかし、都銀や地銀あるいはそれらの子会社は、その業務のリスクの遮断ということでそれは認めない。でも、一方で、ホールディングスという新たな金融持ち株形態の中にある場合、これは実体上一体なわけですから、不動産売買をしているのと同じことになる。つまり、市場がいびつなままで今日継続しているということにならないですか、大臣。お答えください。

○伊藤國務大臣 一連のこの改革の中で私どもがやはり基本的に考えてきたことというのは、今までの金融の縦割り、そうしたものを超えて多様なサービスをしていく、そうしたことにできるだけこたえていかなければいけないということ、そして一方で、金融機関の健全性、その健全性にかかわるリスクというものはできるだけ抑えていく、そうしたことを考えながら今日までの改正が行われてきたというふうに考えております。

今委員からも御指摘がございましたが、その中でも、銀行法等において、各金融機関はその健全性の確保ということをしつかりやっていかなければいけないわけでありまして、また、私どもとしても、業務の健全性あるいは適切性というものを

をしつかり見て検査監督というものが行われているわけでありまして。

○馬淵委員 ではお尋ねしますが、大臣、兼営法は見直しをしなければならぬものでしょうか。お答えください。

○伊藤國務大臣 兼営法の見直しでありますけれども、先ほど委員から非常に詳しく歴史についての御紹介がございました。その中で、やはり、信託の基本法である信託法、これを今、見直しの作業が法制審議会の中で検討をされているわけでありまして、私どもとしても、こうした信託法の改正の内容がどうなっていくのか、そうしたことを十分注視しながら、その信託法の改正の中で信託法を見直す必要性が出てくるというふうにご考えている面もあつたので、その際には兼営法のあり方についても検討していく所存でございます。

○馬淵委員 いや大臣、今のお話は、私、先ほどの御発言と一致しない部分があるように感じます。信託法の改正が行われれば兼営法も見直しをしなければならぬ、そのときには兼営法も当然ながらという今お答えだったというふうにご感じらるんです。大臣、最初に、規制改革三カ年のこの計画ののつとて業法を改正しなければならぬということ、これを一生懸命頑張つてこられたわけでしょう。それで、先ほどお話がありましたように、信託法は法務省の話なんです。だから所管外ですよ。しかし、今私が御説明したように、市場がいびつな形になってしまったこの元凶となつている兼営法は、これは金融庁の所管じゃないですか。金融庁の所管の兼営法を置き去りにして信託法だけをやっている。これは、信託法が変われば変えればいけないという話と違うじゃないですか。大臣の所管じゃないんですか、これは。

兼営法と信託業法が今いびつな形であるから変

えようとすれば、兼営法の見直しはなぜやらないのですか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の兼営法でございますが、先生もこれは御承知だと思いますけれども、今回の信託法の改正に伴いまして、必要な見直しはしておるわけでございます。ただ、もともと信託法の見直しは作業が進み、しかも、それに伴って信託法が変更ということになれば、また兼営法のあり方についても検討していくということでございます。

○馬淵委員 全然お答えになっていないですね。必要なところを変えていくというのは、それは当然ですよ。信託法にかかわるところが変われば、兼営法、これは文言を変えるのは仕方ないですよ。附則で変えておられますね。それは知っていますよ。

そうじゃなくて、私が申し上げているのは、信託法と兼営法、これは先ほどから申し上げているように、兼営法の原則があつて、例外規定が兼営法なんですよ。その兼営法を今回見直さないのはなぜなんですか。大臣お答えください。そして、兼営法に関しては見直しを早急にされる御用意があるんですか。大臣お答えください。大臣お答えください。

○伊藤国務大臣 現行の法体系上、銀行等の金融機関については、その業務の適正な遂行を図るべく、銀行法により厳格な監督を行うとともに、金融機関としての特色を踏まえ、兼営法において、金融機関が信託業務を兼営するに際して、財務の健全性の観点から、特に留意すべき規制、大口信用供与の算定方式等を定めるところであります。このような兼営法は、信託業務を兼営する金融機関の特色を踏まえた規定を整備いたしております。今後とも信託法とは別に存続させる必要があるというふうに私どもとして考えている中で、今回は、信託法の改正に伴い必要となる部分の改正を行ったところであります。

そして、一番重要なのは、この後、先ほど来お

話をさせていただいているように、この信託の基本法である信託法の改正が行われているわけであります。その改正がまだどのような形で行われているかということ、今後、議論の中で検討されているわけでありまして、そうした改正の中身というものを十分見て、その上で、私どもとして、信託法というものをさらに改正する必要があるかどうか、そこを判断して、そして兼営法についても同じように検討していきたい、そのことを先ほどお話をさせていただいたことでもあります。

○馬淵委員 大臣、もう一度お尋ねしますよ。

信託法で担い手の拡大を図っているわけじゃないですか。そして、担い手の拡大を図る中で、今申し上げたように、不動産売買というこの業務そのものが、金融の形態が変化して行く中でいびつな形になっているんじゃないですか。先ほど申し上げたように、ホールディングスという金融持ち株会社がすべて実体上一体なわけであつて、都銀も信託も実体上一体なわけでは、そこで不動産売買やっているのと同じことになる。このようにいびつな状態であるのを変えていくということが、担い手の拡大のときに当然必要と考えるべきじゃないですか。

信託法、基本法を変えなきゃいけないんだつたら、信託法だつて変えられないじゃないですか。信託法は、信託法が変われば変えるんだ、そのときに兼営法を変えるんだ。おかしいじゃないですか。今日まで原則この例外規定が生きてきたわけですよ。この信託法が死文化してきたのを復活させようとして一生懸命努力されているのならば、兼営法の見直しがなぜセットで行われないんですか。私はこう申し上げているんですよ。信託法を変えたときに変わる。出てくるでしょう、それは。信託法も見直さなきゃならぬでしょう。そのことは、私はよくわかっています、理解しています。

再度、確認ですよ。信託法と兼営法がセットで改正されなければならぬということ強く御認

識されていますか。それとも、信託法だけ、担い手の拡大だけ言われて、規制改革の三カ年計画にのせるがために、これだけ先に進めたということですか。お答えください。

○伊藤国務大臣 私どもとしては、この信託について、受託範囲というものを拡大してそして信託の担い手というものを広げて行く中で、金融資本市場の基盤整備というものを一層進めていく、そうした視点の中で信託法の改正というものを行わせていただきたいということで御審議をお願いしているわけでありまして。こうしたものを進めていくに当たって、やはり手順、ステップというものには非常に重要であります。混乱を起こさせない中で、いろいろなニーズにできるだけこたえていきたい。そうした中で、この信託法を先行して御審議をお願いさせていただいてるところでございます。

兼営法について、この信託法に合わせる見直しをさせていただいているということは委員御承知のとおりだと思つておられますけれども、兼営法においても、委員からは先ほどいろいろな御指摘がございましたが、この兼営法の意味というものがございました。先ほど来お話をさせていただいていられるように、金融機関が信託業務を兼営する際に、やはり財務の健全性という観点から、特に留意すべき大口信用供与の算定方式等を定めている、こうしたことは非常に重要な規定だと思つていられるところでございます。

したがって、私どもは、そうした健全性というものを確保しながら、どういう形で法全体の整備をしていくことが一番適切なものか、そうした観点から、私ども、まず信託法というものを改正させていただいで、そして、兼営法についての必要な見直しを行い、そして、基本法たる信託法が今法制審議会で議論されているわけでありまして、その議論をしっかりと見て、その上で、信託法の改正のあり方、そして兼営法についても検討していきたいということをお話しさせていただいていられるところでございます。

○馬淵委員 大臣、答弁をお読みになられて、今の御説明、果たしてどれほどの国民の皆さんあるいはこうした業務に精通される方々が納得されるでしょうか。金融庁の所管というこの兼営法、そして兼営法、それに対して本場に市場の公正性を保つということを大臣が一生懸命に取り組まなければならない、よく御理解されていると思うにもかかわらず、今のような御答弁は本場に残念です。

信託会社、新たに担い手を拡大した、不動産の売買もさせていく、そういう一つ一つの市場の拡大を図る中で、小泉さんが提唱している三カ年計画、この中で、金融サービスを発展させるための基盤整備ということ、兼営法とセットで見直すべし、原則と例外が入れかわつたものを直すのであれば、二法同時に直すべきであるということが必要であると私は強く申し上げて、別の論点に移りたいと思つています。

今のお話で、もう兼営法のこと置き去りだということはおわかりましたが、担い手の拡大の中には、信託会社が新たにできるといふこと以外に、契約代理店並びに信託受益権の販売業、これらが新たに創設されるということが盛り込まれております。チャネルの拡大ということで、非常にこれも意味があることだ、そういう議論が行われたと思つています。

そこでお尋ねをします。信託受益権の販売業務というこの制度の創設につきましても、金融審、こちらでは議論はありませんか。イエス・オー・ノーでお答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。金融審の中間報告というものが出されておるわけでございますが、ここで信託のいろいろな形態についていろいろな議論がございました。

今回それが反映されておりますが、一つは維持管理型の信託、それから流動化型の信託、それから運用管理型の信託、そういった信託に区分をして、参入基準の内容等に差を設けることが考えら

れる、そういった御指摘があったわけでございませ

こういった御報告を踏まえて、今回の法案では、その中の流動化型信託というのがございますけれども、この信託の概念を、信託の引き受けと組成された信託受益権の移転という二つの行為に分割されると考えて、前者を信託業、後者を信託受益権販売業という別々の業務として整理をいたしました。

○馬淵委員 区分したというお話ですね。それが議論ということですか。

ではお尋ねしますが、では、参入が想定される信託受益権業者というのは、具体的なイメージはどういうものでしょうか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

これはいろいろなケースがあるかと思いますが、まず、オリジネーター、いわゆる原資産の保有者として信託受益権の販売を業とする者としては、例えば特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づきます小口債権販売業者となっております、現在ありますリース・クレジット業者が参入ニーズを有する可能性が高いというふうに考えております。

それからもう一つ、仲介者といったしましては、例えば、信託業務全般について……(馬淵委員「仲介、要らないです」と呼ぶ)よろしゅうございませ

それでは、そういうことでございます。

○馬淵委員 具体的なイメージということで、今お話をお聞かせいただきましたが、実際には、知財等などの流動化の市場などということも、これは巷間さまざまな金融経済誌などにも書かれております。

さてそこで、私は先ほど来、拙速に過ぎる信託業法の制定ということがされていないかということをお尋ねしてきたわけでありまして、今回のこの受益権販売業者ということについて、信託スキームそのものをもう一度見直してみました。つまり、信託スキームを積極的に活用している市場

というものはどういふものがあるのか、それを考えますと、今現在、最も活用しているのは不動産の流動化ビジネスだと思われま

さて、この不動産流動化ビジネスが行われて、今盛んに信託スキームを使って行われているわけでありまして、受益権販売ということ、先ほど知財などもあると私も申し上げたわけでありまして、受益権販売ということの定義の中で、何をもって業とするのでしょうか。受益権販売業とする、その業とする要件の最大のポイントを

○増井政府参考人 お答え申し上げます。法律では、「信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行う営業」を受益権販売業というふうに位置づけてございます。

具体的に申し上げますと、信託受益権の販売を営業として行うこと、さらに受益権の保有者からその受益権を第三者に移転することの代理または媒介を営業として行うこと、これが該当するといふふうに思います。

○馬淵委員 その、販売する、営業する、これはつまり、営業するといふのは何をもって業とするかとお尋ねしたんですが、つまり反復継続ということが業となす要件である、そういうことでよろしいですか。イエス・オア・ノーでお答えください。

○増井政府参考人 そのとおりでございます。

○馬淵委員 そこで、受益権販売ということ、これを業となすということとは、反復継続性があるということだと今お答えをいただいたわけでありまして、不動産流動化ビジネスそのものの御説明、皆様方よく御存じかもしれないんですが、御説明をそととさせていただければなと思

お手元の資料の四枚目の方をめぐっていただけたいと思っておりますが、YK・TK方式というのがございまして、これは不動産流動化ビジネスの一種型なわけでありまして、この図がわかりやすいので、ちょっとYK・TK方式のものをお出ししました。

まず、信託財産、信託に供するような財産、今回不動産ということに限れば不動産をお持ちの方、これは一番左端の原保有者という方です。この方が不動産を信託財産として信託銀行、信託会社、今回信託会社等ですね、これも担い手が広がるわけですが、そこに信託します。そして信託受益権を委託者が持ちます。そして不動産の流動化では、この委託者が受益権を持つて

この受益権を、この右にありますSPC、これは特別目的会社というものなんです、SPCに受益権を譲渡します。そして、流動化ビジネスの方々のいうのは、このSPC、これは有限会社で大抵やられるんですが、有限会社のこと、これをYKと呼びます。有限会社、会社をつくるには出資をせねばなりません。この有限会社に出資を

まずSPCをつくるというときには、匿名組合、TKから出資をいただく。そして今度は受益権を譲渡されるわけですから、不動産が実質動いたのと同じになるわけです。不動産を担保にしてのデット、借入れを行います。債務として受け入れます。それをレンダラー、銀行から借りるわけですね。これは不動産担保の借入れですから、不動産担保内ということ、これをノンリコースローンと呼んでいるわけですが、このSPC、有限会社に出資をする匿名組合出資者TK、ここに銀行などの貸し手がノンリコースローンをつける。

前のページを見ていただければ、資金調達のパランスがここでとられるわけです。YK・TK方式の調達構造、これはバランスシートなんです、信託受益権という資産に対して、デットとしてのノンリコースローンと、そして資本としての匿名組合からの出資金で、これでバランスしているわけです。この状況がSPCにあります。

これが一般的に、YK・TKは別としましても、このような何らかの形で、SPC、特別目的会社をもって不動産というのが流動化しています。も

う皆さん方はよく御存じだと思っております、この流動化ビジネスのスキームは、信託を使った形でこのように行われて

さて、この流動化ビジネスの中で、先ほど来、反復継続という形で受益権が売られる、この場合は受益権販売業者だという御説明だったと思

先ほど、金融審の議論の中では、契約代理店と販売業者というのを区分しなければならぬという議論があったというお話でした。実際のお話はないと、私はそのように聞いています。十分な市場の実態調査やビジネスモデルの

御説明します。一件の不動産、例えばビルなんかとしまし

は、これは指図者の契約を、アセットマネジメント会社、AM会社といいますが、AM会社と契約を交わして、売れだの譲渡だのという指図をAM

の取引でこのスキームは終了です。しかし、現実にはさまざまなバルクの不動産の処分というのをされています。このバルクの不動産、例えば五十件の物件をバルクとして信託した場合には、受益権一号から五十号までが、これは一つの信託財産として受益権が五十分割されたものが出てきます。そして、それを、SPCに受益権譲渡をした場合、このSPCは、最終的にその

受益権をすべて処分するまで反復継続の受益権の

譲渡をやり続けることとなります。このような業
務形態というのは、決して特別なものでも何でも
ありません。この不動産の流動化スキームの中で
は、SPCを使ったYK・TK方式の業務の中で、
反復継続の受益権販売が続くんです。

となれば、今回、法規制の中で登録制度とい
うことになっていきます。そして、同僚議員もお尋ね
のあった要件あるいは営業保証金、さまざま
な登録という形の要件の規制がかかってくる
私がお尋ねしたいと思っております。こうし
た実態を考えれば、このSPCを使ったYK・T
K方式のような受益権販売と見まがうような取
引、つまり、普通にその取引をしているのに、一々
一つ一つにすべてこれは登録をしなければならぬとい
う話になります。

会社がそんなたくさんつくられるのかという疑
問が皆さんの中におわきかもしませんが、この
SPCは、一回こっきりなんです。一回こっき
りというのは、一回その受益権をすべて譲渡して
しまった後は処分、これは清算なんです。なぜか。
二度と使わない。同じSPCを二度使うとい
うことは、レンダー、銀行が嫌がります。既にあった
受益権、その資産の売却の中で瑕疵があるか
ないかということがわからないものですから、レン
ダーはつきません。一つ一つの取引にすべてSP
Cをつくっていくんです。膨大な不動産流動化
ビジネスを展開していく中で、このSPCに毎回
毎回登録制を設けることとなります。これが
現実的な対応と果たして言えるのでしょうか。

私はここでお尋ねをしたいわけでありませ
んが、こうした実態をかんがみて、大臣、この不動産流
動化ビジネスのSPCを用いたスキームに對し
て、どのような対応をとるべきだとお考えでし
ょうか、お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。

今の先生の御指摘は、この絵の中のSPCが受
益権の販売業者になるかどうかという問題ではな
いかというふうに思います。

基本的に、今おっしゃったように、SPCが受

益権を譲渡、販売して、最後にいわば清算とい
う形でもとに戻すというふうなことになるん
だろーと思っております。そういつたことに對して、私も
よくまた実態を見まして、これは原則としてい
いますか、一律になかなか申し上げることはでき
ないかもしれませんが、一つ一つの実態を
見まして、販売業者に当たるかどうか判断をし
たいというふうに思っております。

○馬淵委員 いや、だから、私は先ほどから拙
述に過ぎないかと申し上げているんです。
いいですか。この不動産流動化のスキームとい
うのは、目の前で不動産屋さんが並んで売って
いるのとは違うので確かに見えにくいかもしれ
ないが、現実の市場の中でおよそ三兆近いアセ
ットボリュームがあると聞かれています。その
中で、このYK・TK方式、恐らく一兆近いアセ
ットボリュームがある。よく事情をかんがみて對
応したいなというのんきなことを言っていて、
この法律ができたが、たちまち不動産流動化
ビジネスの市場というものの中に大きなポ
ットネックが生まれかねないんです。

では、逆にお尋ねします。どういった方法で
そのゆがみを取って公正な市場をつくること
ができるのかというふうに考えますと、私は、一
つは、この受益権の販売業者の登録の部分に關
しては、受益権の販売業者そのものを限定列挙
するという方法があるのではないかと考えま
す。また、一方では、こうしたSPCを用いたYK・TK
のような信託スキームに關しては適用除外とい
うような形を設ける必要があるのではないかと
考えますが、大臣、これはいかがでしょうか。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど私が申し上げたのは、この法律が仮に成
立をいたして施行されたからゆくり考
えらうふうにご覧いただけます。この法律の施行
までにそれぞれの実態を見ながらよく考
えたいというふうにご覧いただけます。
そういう意味で、先ほどの先生の御指摘も踏ま

えて、よく実態を踏まえながら考えていきたい
と思っております。

○馬淵委員 では、確認しますよ。問題があると
御認識ですか。そして、それに対して限定列挙
あるいは除外規定などを盛り込むべきだと思
いますか。お答えください。

○増井政府参考人 お答え申し上げます。
やり方をどうするかということも含めて、今
の除外というやり方もあるかもしれませんが、ある
いはもうちょっと別のやり方もあるかもしれ
ません。

いずれにいたしましても、この取り扱いにつ
いてよく検討したいということでございます。
○馬淵委員 私がこの委員会の中で明らかに
していきたいのは、結局、この当局の皆さん
方、実態をよくごらんになっていらっしや
ない。業法の改正、あと、これは信託法を見直
してからの話ですが、その上に兼営法を見直
すというお話ですが、そもそもこれは八十二
年間はつたらかしなんでしょう。時間がない
、間に合わない話じゃないんです。八十二年
間そのままにしておいて、そして市場がゆが
んだままの状況でこの法律を通して、いや、
後から見直しますと。今申し上げたように、
実態を御存じないんですかと。いや、そう
いうことに対しては検討せねばならぬと思
います。それが果たして、本当に法の支配
のもとに行政権が正しい行動をとっていると
言えるのでしょうか。

もう時間もなくなりましたが、先ほど
来の確認の中で、局長の方で、方法論は限
定列挙あるいは除外規定などいろいろと検
討せねばならないが、こうしたことにつ
いて、市場の実態をよくかんがみて今後進
めていく、何らかの方法を考えていくとい
うことでしょうか。大臣、お答えください。
○伊藤国務大臣 委員から御指摘をいた
だいて、その点については、実は不動産
関連の関係の皆様方からも私どもの方
に問い合わせがあり、また、私どもとし
ても、ワーキンググループのヒアリング

の中でやりとりをさせていただいております。
委員から総括的なお話がございましたが、こ
れはいろいろなケースがございます。その実
態というものをよく見ながら、私どもとし
て判断していかねばいけないというふう
にご覧いただけます。

○馬淵委員 大臣、本当にしっかりと実態
を踏まえてください。
私は、この財務金融委員会、素人でござ
います。現場に真実があります。現場をよく
見て、そして本当に健全な市場の育成とい
うことに取り組んでください。

私が最も、この委員会の中でいつもお
伝えをして、正さねばならないと申し上げ
ているのは、裁量行政なんです。法の支配
のもとに行われるべきこの国の中で、裁
量行政によってゆがめられてしまつては
何ものならない。八十二年間も放置して
、時間がない、間に合わない、これでは
通らないんです。信託法の改正、兼営法の
改正、そして市場実態に即した制度設計、
こういうものが、今の私のこの質疑の時
間を通して、これはできていないという
現実が明らかにされている、私にはこう
感じます。であるならば、相変らずの裁
量行政をされているのではないかと、こ
う思っています。いかがでしょうか。

もう時間もございませんので、最後に、
皆様方に、そして大臣にお伝えをさせ
ていただきたいと思います。この信託市場
の今日の経緯の中で、いかに当局がそ
の市場実態をゆがめてきたかというエ
ピソードを御紹介して終わりにしたい
と思っております。これはどうい
うことかと申し上げますと、かつて
こんなことがございました。先ほど申し上げ

経緯の中で、大蔵省が、戦時下の資源集約という
ことで、兼管法によって銀行に信託業務をさせる
ことを認めたが、戦後再びそれを分離する政策を
とった、長短分離政策をとった。しかし、その長
短分離政策というのは、法律によらずに行政指導
という形で、普通銀行に対して信託業務の放棄を
迫った。ほとんどの銀行がこれに従い、その結果
として、現在の專業六社体制の基礎というのがで
きたが、たわわけではありません。

しかし、このときに一行だけ、有効な法律に基
づいて実行している業務を法律の根拠なく停止す
るようなことを求める不合理な行政指導には、断
固としてそれをむわけにはいかないし抵抗した
ところがございました。大和銀行でございませ
う。これに対して、当時、昭和四十年二月十八日の衆
議院の大蔵委員会、当時の大蔵省の銀行局長が、
大和銀行の信託分離をぜひ実現させたいというこ
との旨を発言されておられます。

当時の議事録がございませう。当時の高橋銀行局
長が「私どもとしては多少無理がありまして、
この際、ほとんど一行でございませうが、これは大
和銀行のことです。」「それだけが残っているとい
う点についてはやはりこれは釈然としないものが
あるので何とかしなければならぬだろうというこ
とで、目下非常に急いで検討しておる段階でござ
いませう。国会の場で、銀行行政の責任者が合
法的に行われている銀行の業務をとめさせると宣
言する、極めて異例な答弁がここに残っているん
です。

このような、まさに裁量行政、際限なき裁量行
政と言わざるを得ない、このかつての金融行政当
局。今大臣が所管をされているこの金融庁におか
れましては、二度とこういったことが起こらぬよ
うに、過去の轍を踏むことなく、裁量を振りかざ
すことなく、健全な市場の育成を目指して政策の
実行を図っていただきたいということを最後に
お願い申し上げます。私の質問とさせていただきます。
○金田委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 民主党の中塚一宏でございます。
きょうは、谷垣大臣にお越しをいただいております。
まずけれども、大臣、何かお昼に御予定がござい
ますということ、まず冒頭、大臣からお伺いをさ
せていただきたいというふうに思います。
まず、ダイエーの問題でございませう。

大臣は、産業再生担当大臣、初代でいらつしや
たわけですね。まさに民間の英知を集めた組織
だということ、お述べになったことでもあるわけな
んで、そういう意味では機構ができるのに立ち
会ったということでもあると思っておりますが、今、こ
の委員会、原口委員も私も取り上げてまいりまし
たこのダイエーの問題について、今も主務大臣の
お一人でございませう。また、かつて担当大臣の
お立場というお立場で、どちらかという後者の
お立場でお話を伺いたいというふうに思うわけ
あります。

十一月九日の私どもの原口委員の質問の際に、
担当室長藤岡参考人にお答えになっておられるわ
けですが、要はデューデリジェンスにかかわる期
限の設定ということがありました。
それについて期限を延ばせとかいう話があるとい
うことについて、この期限を設定する、産業再
生機構自体が時限存続の機関であるということ、
そしてまた、産業再生機構法の中にも公正中立
やらなにかぬというようなことが書いてあるとい
うこと、そんな中で、この期限の設定というのは
やはり業務の根幹にかかわる部分だろうという原
口委員の質問に対して、藤岡参考人は業務にと
つて非常に重要なことだというふうに理解してい
るというふうに答弁をされているわけでありませ
う。さて、ここで谷垣大臣にお伺いをいたしますけ
れども、まず、産業再生機構の設立の趣旨、目的、
業務のあり方、それに加えてこの藤岡参考人の
答弁、この期限というものが、存続期限自体が切
られている機構にとつてデューデリ期限という
のは業務にとつて非常に重要なことだという答弁
をされているわけですが、これについての大臣の
御所見を伺いたいと思っております。

○谷垣国務大臣 産業再生機構が何のためにつく
られて、どういう組織であるのかというのは原口
さんにも御答弁をいたしましたけれども、不良債
権処理を進めていけば必ずその背後に重い債務の
くびきで悩んでいる事業がある、その両方を一体
的に車の両輪として再生というか処理をしなければ
うまい方向にいかないという、当時課題がござ
いました。本来、こういう事業再生は民間の論理
で、市場の論理で自動的に進んでいけばそれに
こしたことはないわけですが、なかなかそう
いう進まない情勢がございました。

したがって、この例えが適当かどうかはわ
かりませんが、私はよく内部で、かつて富岡でも
製糸工場というのが官営工場であった、それが
民間の産業をつくるのに役立った、だから、こ
ういう事業再生みたいなものも、ある程度官が後ろ
にいるような形で複雑な利害の調整なんかが進ん
でいくような仕組みをつくる必要があるんじゃない
かと考えたわけがございませう。同時に、しか
しその手法というのはマーケットを重んじた、市
場の規律というものを重んじた姿でなければい
けない。その二つを、なかなかバランスが難しいわ
けですが、できるだけその二つのバランスが調和
するような形の組織、中立公正で民間の論理を重
んずる組織ということでこれをつくったわけが
ございませう。

そこで、委員のお尋ねのように、では、支援の
期限といいますかそういうものを切ることがどう
いう意味があるかということですが、現
在私は主管の大臣の一人でございませうが、見てお
りますのは、要するに国民負担が余りにも過大に
ならないように歯止めをかけるという立場から今
見ておりますので、個別具体の判断は、ちょっと
今遠いところにおりまして、お答えする資格が
ございませう。

一般論として言えることは、おっしゃいました
ように、二年間の時限の機関でございませう。来年
の三月までですから、それまでに、時限の期限と
いうのは五年間ですが、買い取り、支援を行うの

は最初の二年間でございませうから、その枠内にお
さめるにはどうしたらいいかというの、これは
機構が判断することですが、機構にとつては大事
な問題であったと私は思います。

○中塚委員 加えて、斉藤社長は、要は機構は何
が何でもダイエーをやりたいわけじゃないとい
うふうにもいろいろなところでお話になっているわ
けですね。今大臣がいみじくもおっしゃったよう
に、民間の論理、市場の論理でやるべきものだ
ということなわけですから、そういう意味で、何
が何でもやりたいわけじゃないけれども、機構も
来年の三月三十一日までということがあるからこ
のデューデリ期限も設定をしたということにな
るわけなんです。

ということで、ずばり伺いますが、では、機構
にとつて重要なことだというその期限について、
それを延ばせとか延ばすとか、まあ延ばせと
言っているわけですが、延ばせということにつ
いて、これは要はいわゆる介入ということではない
のかというふうに思いますが、大臣の御所見は
いかがでしょうか。

○谷垣国務大臣 これは、経済産業省の御判断は
私申し上げる立場ではありませんけれども、それ
ぞれの主務官庁が何の立場から主務官庁として役
割を担っているのかということをお考えなさいか
ぬと思うんですね。
それで、私の立場からすれば、先ほど申しまし
たように、国民負担をやたらにふやしちゃいけな
いわけですから、その観点から機構の担当者
と時々連絡をとったり意見を述べたりするとい
うことは、これはあり得べきことではないかと思
います。最終的には、先ほど申し上げたような、機
構というのは中立公正で民間の論理を重んじな
きゃならないところですから、最終的には機構
そういう論理を、論理といいますが、機構のそ
ういふ判断を重視するということなんじゃないかとい
うふうに思っています。今主務大臣の一人をやら
せていただいているわけですから、経済産業省も、
恐らくそういうことをお考えになつて行動された

ら本当に久しぶりの大改正だということであるならば、やはりそれをちゃんと盛り込んでおくべきだというふうに思っています。

加えて、会社法の見直しというものも今行われておるわけでありまして、これも本当に大改正になろうとしているわけですから、実は、株式会社というものの形態さえ本当に今は全然違うものになりかねない、そういうことも含んでいると思えます。

また、信託業法は今回こうやって改正をされるわけでありまして、今度は信託法についても改正の組上りが上がるということであるならば、それならばぜひともその機会にでも、できるだけ早いうちに、この福祉信託、パーソナルトラスト、欧米ではこちらの方が主流だということにも言われている。午前中の参考人の御意見の中で、日本は要はコーポレートファイナンスの部分から信託がスタートをしているということもあって、こういう民事信託、パーソナルトラストと言われるものについてはおこなわれているという大変に貴重な御意見もいただいたわけでありまして、あるならば、会社法も、次期通常国会になるのか、あるいは信託法もそういうタイムテーブルで上がってくるのかですが、その際にも、やはりこの参人の法人形態のあり方、組織形態のあり方ということについては再度御検討をいただきたいというふうに思いますが、最後に御意見をいただいて、この件については終わりたいと思います。

○伊藤国務大臣 今委員からも御指摘がございましたように、これから会社法の見直しもございまして、公益法人についても、今、政府としても見直し作業を進めさせていただいているわけでありまして、この福祉信託についても実はさまざまなニーズがありまして、全く純粹に非営利的なもので考えているケースや、あるいは、多少営利的なものも含めて考えていかなければいけない、そう思っております方もあります。

かりしている、そして業務の運営についても適切に運営していく能力というものがあ、そういうものをしっかりと確認しながら制度というものを設計していかなければいけないというふうに思っております。委員からも再三再四この問題の重要性についての御指摘がございました。いろいろな変化の中で、私どもとしても、できる限りさまざまなニーズにこたえていけるように、今後検討をさせていただきますというふうに思っています。

○中塚委員 投資家の保護、委託者、受託者の保護、それがなかなか難しいからNPOや公益法人は入れないんだという御答弁だけで終わっちゃうと、余り賛成したくなくなってしまうわけですね。何より大事なことはそのことだというのは当たり前話の話をわけて、だから、まずそういう委託者、受託者の保護というものをちゃんとやらなきゃいかぬということはあると思います。だから、だったらそれをやらなければいけません。やったら上でこういうニーズに対してどう対処していくのかということではないと、結局、金融ビッグバン以来いろいろな流れの中で、今回の法改正もその中の位置づけだと思いますが、やはり金融村の中だけの自由化ということではそれは話にはならないわけで、マーケットをもっとフリー、フェア、グローバルなものにしていくということであるならば、結局、帰結するのは投資家、投資家の保護のあり方ということになっていくんだというふうに思っています。

続いて、投資家の保護のあり方ということなんです。金融商品販売法というのがありますが、やはり不十分だということに言わざるを得ないわけですね。そういった意味で、繰り返すことになるわけですが、ビッグバン、自由化ということと同時に手当てをせにやいかぬかったことだというふうに思っております。金融商品自体がどんどん日進月歩でありますから、はつきり言って制度が実際に追いついていないということはいっぱいあります。外国為替の証拠金取引なんかでも、縦割りの法律になっているということもある。販売業者が

悪質な手口を使えば取り締まれないということもあります。また、今業態を超えて販売ルートがどんどん広がっていくわけですね。金融機関なんかで株式投信を売る。今度は何か郵政公社で売るといふような、そんな法律案も出ているよと聞いております。

そういったことを考えていくと、今の時代にちゃんとした投資家保護というものをやらなきゃいかぬ、金融サービス法的なものです。私は、まずは本当はそっちが先決であって、そのことをちゃんとした上でこの信託業法も改正をするべきだということに考えております。今、その投資家保護について政府の方でも御検討されているというふうに聞いておりますけれども、その投資家保護のあり方ということについて、今の法案の検討内容も含めて御所見を伺いたいと思います。

○伊藤国務大臣 投資家保護、そして利用者保護が重要だという問題意識は、委員と私も全く共有しているところであります。

金融審議会答申におきましても、「二十一世紀を支える金融の新しい枠組みについて」において、二十一世紀の金融を支える新しい枠組みとして縦割り規制から機能別、横断的なルールに転換する等の観点から金融サービスに関するルールの整備を進めていくことが重要であると考えている、こうした考え方が示されました。このような考え方に沿って、先ほど委員からも御紹介がございましたように、金融商品の販売等に関する法律を制定させていただきました。

また、昨年、平成十五年の十二月二十四日でありますけれども、金融審議会の第一部会報告書において「市場機能を中核とする金融システムに向けて」、こういう報告書を出していただいているところであります。この中で、これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや、あるいは今後新たに登場するであろう投資サービスにつき、証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討するとともに、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより

ける人であれ、それは消費者ということであるならば、それを保護するための法制が必要であるというところで、政府が案を出されるということから、私もとしてもその案をつくって、またこの問題については議論をさせていただきたい。順番がちょっと後先なんですけれども、やはり初めにこれがあつたということでは重ねて申し上げておきたいというふうに思います。

続いて、投資者保護ということに加えて、検査の問題と監督の問題になってくるわけなんです。まず、監督、それともう一つそれに関係して、銀行のコンプライアンス体制の整備ということについてお伺いをしたいというふうに思います。

特に信託銀行でかねてより指摘をされているのは、信託勘定と銀行勘定というものをちゃんと分別して管理しておられるのかということなわけなんですけれども、信託勘定から銀行勘定に貸し出す、貸し出しというふうに呼ぶんだそうなんですけれども、この貸し出しの実態について把握をされているかどうかということ、二〇〇三年の貸し出しの実態、そしてまた対前年比ということについて数字があれば御披露いただけますか。

○佐藤政府参考人 いわゆる銀行勘定貸し出しでございますけれども、計数的には、十六年三期末における信託会社の運用資産残高五百二十七・三兆円、このうち銀行勘定貸しの残高は約十一・五兆円という規模でございます。前年同月比で見ますと一・五兆円の増、率にいたしまして一五・一%の増加というふうになっております。

○中塚委員 さて、伊藤大臣、かねてより大変にこれは不明瞭じゃないかという批判もあるわけなんですけれども、今局長から御答弁をいただきましたが、この貸し出しがふえているということですが、これについていかがお考えでしょうか。私は、やはり分別管理ということであるならば、ここはもっと徹底するべきだということに思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤国務大臣 恐らく委員が問題にされている不明朗だというのは、利益のつけかえというものが

が面勘定の間で行われているのではないかと、そういうつながるおそれがあるのではないかとということをお指摘されているのではないかと、そういうふうに思いますけれども、現在、信託銀行においては信託約款において顧客に対して銀行勘定貸しでの運用可能性及び運用する際のレートを明示しておりまして、この銀行勘定貸しを介して不適切な取引が行われているのではないかと、この部分については指摘は当たらないのではないかと、この部分についてお伺いします。

なお、今般の改正信託業法二十九条二項においては、銀行勘定と信託勘定の間で取引を行う場合、信託約款において当該取引を行う旨及びその概要について定めがあり、かつ、信託財産に損害を与えないよう措置することが求められているところでございます。

○中塚委員 その答弁は当たり前の話だと思えます。大臣も今は建前といいますが、お答えになったことについて私も異論はございませんが、実態はどうかということがやはり問題になってくるわけなので、だからこそコンプライアンス体制をどう整備するか、あるいは監督体制をどういうふうにして整備するかということが問題になってくるということになるわけですね。

日興シティとかドイチエ信託について、不祥事件というものが起こっておりますが、この不祥事件の発覚の経緯についてお伺いをしたいと思います。

○佐藤政府参考人 日興シティ信託とドイチエ信託につきまして経緯を申し上げます。まず、日興シティ信託の方でございますけれども、平成十五年の三月に行内不祥事が発覚したということでございます。簿外口座を使ったり取り等が発見されたということでございます。その後、十五年の九月になりまして、私どもに不祥事件の届け出が提出されたということでございます。この後、十一月になりまして、当庁による立入検査の実施をしたということでございます。この不祥事件届け出を受けて、行内調査の実

施状況や信託委託者等に及ぼす影響等について報告徴求を実施いたしましたわけでございますけれども、それと同時に、あわせて立入検査を実施したということでございます。

そして、立入検査によって把握された重大な法令違反の内容でございますけれども、信託財産の固有財産化あるいは分別管理義務違反といった事実が把握され、また、全体を管理する管理体制の問題も把握されたということでございます。平成十六年、本年の四月二十三日になりまして行政処分の実施をしたことでございます。

一つは、銀行法二十七条に基づく業務停止命令でございます。信託財産の管理、決済業務の新規受託業務の無期限停止を命令した。ただし、命令日から半年以降、業務再開の申し出があれば、業務改善計画の実施状況を踏まえて、停止命令を見直すことがあるという条件をつけてござい

ます。それから、引き続き行政処分の内容の二つ目でございますけれども、銀行法二十六条に基づく業務改善命令を發出いたしました。

当庁の業務改善命令を受けた同社は、翌月、十六年の五月でございますが、業務改善計画書を当庁に提出しております。以後、改善実施の状況を当庁で三カ月ごとに報告をさせているということでございます。引き続き、問題の再発を防止し、適正な業務運営が図られるよう、フォローアップをしていきたいというふうに思っております。

それから、次がドイチエ信託でございますけれども、こちらにつきましては、平成十五年の八月から立入検査を実施いたしました。その中で、法令違反、業務運営上の問題点が把握されたということでございます。

そこで、把握された法令違反の概要でございますけれども、信託の共同受託及び再信託契約に基づく信託財産の管理、決済業務等の外部移管を実施する際に、信託委託者の同意を得ないまま移管を実施した、いわゆる自己執行義務に違反するということも事実が認められました。また、報告徴求の過

程におきましても、善管注意義務に違反する実態も確認されたことでございます。

これを受けて、平成十六年の五月二十日、行政処分を打ったことでございます。銀行法二十六条に基づく業務停止命令、これは信託財産の管理、決済業務等の新規受託業務の三カ月間の停止を命令いたしました。あわせて、二十六条に基づきまして、業務改善命令ということで、所要の改善を求める命令を發出したということでございます。

当庁の業務改善命令を受けて、同社は翌月、十六年の六月でございますけれども、業務改善計画書を当庁に提出したところでございまして、以後、当庁におきまして、改善の状況を三カ月ごとに報告を受けていることでございます。これにつきまして、引き続きモニタリングを続けまして、問題の再発を防止し、適正な業務運営が図られるようフォローアップをしていく必要があるというふうに存じております。

○中塚委員 大臣、お聞きになったとおりで、一件は内部告発なんですかね、要は会社側からの申し出があつた。もう一件は検査でわかつたということなんです。というところで、やはりちゃんとした検査監督の体制ができるかというのは大変に重要な課題だということをお指摘しておきたいというふうに思います。

ちよつと時間がなくなつてきたので、ダイエーのお話をさせていただきたいと思ひまして、本日北畑さん、迎さん、そして藤岡さんとお越しをいただいております。さきにも、さきに谷垣財務大臣にお伺いをしたとおりなんですけれども、この期限を延ばせよということについては、これは介入に当たるとは思ひません。

○北畑政府参考人 お答え申し上げます。民間の資産査定と民間を補完する公的機関である機構の資産査定が、当時並行して行われておりました。民間の資産査定作業が、十月十八日の入

札期限ということで一区切りを迎えようとしておる状況でございます。このような状況で、六日付で十二日の期限とする文書を出すという機構の業務のやり方、それに関連する情報管理等の問題について、機構の業務運営を監督する立場として、事実関係の確認や問題点の指摘を行ったものでございまして、法の趣旨を超えた介入であつたというふうな認識は持っておりません。

○中塚委員 事実関係の確認と、意見を述べたと今おっしゃいましたか。事実関係の確認は、それはそれで結構ですが、意見を述べたと。意見を述べるといふことについて、それを日を延ばせといふことについては、業務の重要な部分なわけですね、期限を設定してあるということはあるにもかかわらず、延ばせといふ話をされるというのは、それは意見を述べるといふことではなくて介入をするということではないのかというふうに思いますが。

まず、藤岡参考人にお伺いしますけれども、この法律に、主務大臣が意見を述べることができると書いてありますね。委員会が支援決定などをする際に、主務大臣の意見を聞く、また事業所管大臣は意見を述べることができるといふふうに書いてありますが、この意見というのはいったいどの意見を想定されているのでしょうか。

○藤岡政府参考人 お答えいたします。おっしゃいますように、産業再生機構法におきましては、関係主務大臣は、それぞれ支援決定あるいは買い取り決定等に対して意見を述べることができるといふこととされております。これにつきましては、本来の法律の趣旨におきます産業再生、あるいは、その後困難に陥った企業に対する、本来の法律の趣旨にのっとって適正な行為であるかどうかということについての意見であるといふふうにご覧いただけます。

○中塚委員 声も小さいし何を言っているんだかよくわからなかったんですけども、では、具体的に

的に伺いますが、デューデリにかけられているときに、それを期限を延ばせといふのは主務官庁として適正な意見なんでしょうか。

○藤岡政府参考人 今般の買い取り期限の問題につきましても、まさに外部から見ますと、非常にわかりにくいことではございます。我々といましては、担当室といましてでございますが、今回の場合、事業規模の大きさ等を勘案し、あるいは資産査定等に要する時間を勘案した上で、機構が限界の時期であると判断して設定された期限であろうというふうに考えてございます。そういう意味からいたしますと、申し上げましたように、機構の業務にとつて重要な問題であるというふうに理解してございます。

○中塚委員 だから、その重要な業務だということについて延ばせといふ話をするというのは、主務官庁として意見を述べるといふふうに言われている想定の内なのかそうでないのかということについてお伺いしているんですが、藤岡さんどうぞ。

○藤岡政府参考人 お答えいたします。政府といたしましては、関係官庁におきまして、まさに必要に応じてそれぞれの立場から検討あるいは意見が出されるものだというふうに考えてございます。しかしながら、まさに事業者と金融機関等の検討状況を見守りながら、個別の案件への対応に関しては再生機構の判断を尊重するという統一した立場で対処をしております。そういう意味におきまして、経済産業省におきましても、そうしたお立場から検討されているものというふうに理解してございます。

○中塚委員 私の質問には何かちゃんとお答えをいただけないようなんですけれども、私が申し上げているのは、あなた自身がこれは機構にとつて重要なことだといふふうにおっしゃった、その重要なことについて、中川経済産業大臣の意見を代弁されたのか、あるいは北畑局長個人の御意見なのかわかりませんが、期限を延ばせといふお話をされた。それが、要は、法律に想定をして

いる「意見を述べるといふ意見の範囲内なのか、そうでなければ介入だといふふうには、だから、現に高木さんは介入だといふふうにおっしゃっているわけですね。要望書も以前お配りいたしましたし、手元には辞任届もございましてけれども、その中に介入を受けたということが書いてあるということ、要は、法律の想定をしている意見の範囲内なのか、あるいはそうではないのか。いかがですか、もう一度。

○藤岡政府参考人 私どもはそのときに居合わせっておりませんので、何とも判断いたしかねることだと思っております。

○中塚委員 実は、意見を述べたということについて、意見は意見で、確かに私もいろいろな意見は言うんですけども、それが介入だといふふうには思うためには、やはりこれは何かほかにもあつたんだらうなと思っております。

北畑さんにお伺いしますが、九月二日、斉藤社長とお会いになった。理事会で北畑さんは、ビジネスモデルやスポンサーの話をした、再生機構入りした場合の流通政策について話をしたというところをお話になりましたし、あと、配付をしたというところをお話には、これには上下分離の話もしたというところも書いてあつたわけですが、この際に、イトーヨーカ堂とイオンはダイエーが反対しているというところをおっしゃったかどうか、そしてまた、上下分離はダイエーがあるならば、ダイエーを分割をせざるを得ないのであるならば、ダイエーは機構に、食品スーパーは機構でなく丸紅がマジョリティーをとるといふことは考えられないか、そういう御意見を提案されたことはありますか。

○北畑政府参考人 九月二日に斉藤社長とお会いをしたときには、頭の体操、お互いに自由に意見を言い合うということでお会いいたしましたし、お互いに議事録もメモもとらないというところで議論をいたしました。

確かに、具体的な企業名についていろいろな議論はいたしましたけれども、そういう経緯でござ

いますので、今の御質問についてコメントすることは控えさせていただきます。

○中塚委員 きょうの参考人の皆さんは何かすく声が小さくてよく聞こえないだけども、していないとおっしゃったんでしょか、答えられないとおっしゃったんでしょか。

○北畑政府参考人 これは、広い意味での行政機関の間での意見交換でございます。具体的な中身についてはお答え申し上げられません。

○中塚委員 それに対して斉藤社長は、その案では産業再生委員会を通らない、丸紅が株主ということなら、要は、再生機構に入れば一たん減資をせよといふか、その上にまた出資をする、そんなことはあり得ないといふふうにお答えになったということはありませんか。

○北畑政府参考人 議論をした翌日に、斉藤社長から、機構の内部でさらに議論をした結果ということで、こういう問題点があるという部分がございます。そういう御意見を聞いたという記憶はございません。

○中塚委員 ということは、これは三日のやりとりだということですね。はい、ありがとうございます。

十月八日の朝、北畑局長は斉藤社長とお電話でお話しになられているということですが、その際に、民間のデューデリをやめさせるといふのはおかしいじゃないか、大臣に文句を言わせるぞ、機構はイオンにやらせるつもりじゃないのかというふうにおっしゃった事実はありますか。

○北畑政府参考人 電話でのやりとりでございますので、記憶が少し正確じゃないかもしれませんが、七日の日と八日の日、二度にわたって斉藤社長に電話をいたしました。

七日の日は、産経新聞の朝刊に、機構が期限を切つて通告をしたという文章、それから、五日付の朝日新聞の朝刊に、機構からダイエーの民間入札に参加をしている企業に、暗に入札に参加をしないようにという電話があつたという記事がござ

いました。この二点の新聞記事について、斉藤社長に事実関係を確認したという記憶がございます。

八日の日は、六日付の機構からダイエーあての文書を私も受け取っておりましたので、主として、委員御指摘の十二日の期限の設定について議論をした記憶がございます。

期限の設定は、ダイエーにとりまして企業の存立にかかわる重要な問題でございます。十月六日付の機構からダイエーへの文書では、二点書かれておるわけでございますけれども、機構に支援を要請するか否かを判断すること、それから、支援を要請するのであれば民間ベースの資産査定作業を中止することを求めた内容であったと思っております。この文書に基づきまして、問題点を指摘いたしました。

その内容は、ダイエーとしては、この時点では機構に申請するという意思はなかったと思っております。機構への支援を要請を前提としないで、機構の資産査定を民間の資産査定と並行して始めていたということでございます。その民間の査定作業が数日後である十八日を入札期限として一区切り迎えるという状況の中で、機構としてどうしてこの民間の努力を見守れないかという疑問を私は感じました。機構法の二十二条は、申請主義でございます。ダイエーの方がまず銀行と相談をして機構に申請をするという申請主義でございます。これが逆回りになっていないかということについて議論をいたしました。

それから二点目は、機構に申請を要請するか否かという極めて重要な経営上の問題について、六日付の文書で、十二日回答期限という文書でございましたから、これは極めて問題だと申し上げました。間に三連休が含まれております。営業日では中二日しかないという通告でございます。

しかも、この文書は、ダイエーに直接ではなくて、六日の午後に金融機関を通じて手渡されたと聞きました。しかも、六日の午後に手渡されて、七日の朝刊には既に報道がされておったというこ

とでございます。このやり方は余りにもショー・トノ・ティスであり、やり方として丁寧さ、丁寧さに欠けるということについて、斉藤社長とはかなり激しく議論をいたしました記憶がございます。

こういう問題意識のもとにお電話をいたしましたので、私どもとしては、先生御指摘のような介入ということではなくて、中立公平を旨とする公的機関が適切な業務運営を行う上で、監督官庁であります私どもが事実関係の確認や問題点の指摘を行ったものでございます。その法的根拠は、産業再生機構法四十一条の監督規定、四十二条の報告徴収規定、それから五十四条では報告徴収については主務大臣が単独で行使することを妨げない、こういう規定がございまして、こういう規定を根拠にした私どもの問題点の指摘であったというふうには私は認識をしております。決して介入というのではないと考えております。

○中塚委員 いや、法的根拠を聞いていないのじゃなくて、大臣に文句を言わせるぞというふうにおっしゃったのか。それとおりでなくても、大臣に文句を言わせるぞというニュアンスのお話をされたのかどうかということをお伺いしたわけなんです。

介入というのはそういうことでしょう。要は、圧力を受けたというふうには思っているから介入だと。意見を述べたことになる、聞かないんだからそれは何を言っても構わないという話にもなるかもわからない。北畑さんは、意見は言いたければ聞いてもらえなかった、結果としてそうなんだから、私は意見を言っただけだということにおっしゃるんでしようが、でも、高木さんは、この要請書でも辞任届でも、介入を受けたというふうに言われているわけですね。介入という、それは圧力ということですが、大臣に文句を言わせるぞみたいな話をされたのかどうかということをお伺いしたい。

そして、迎さん、せっかくお越しいただいて何もお伺いしないのも悪いので、十月十三日午後、ウォルマートに電話をして、十八日の入札にはぜひ

参加してほしい、参加してくれば必ず落札させる、査定など適当にやっておけばいいではないかというふうにおっしゃったことはおありかどうか。お一人ずつ御答弁をいただいで、終わりたいと思っております。

○北畑政府参考人 電話でのやりとりでございまして、最初申し上げましたように正確に記憶をしているところではございませんけれども、この問題は大変重要な問題だ、大臣も問題意識を持つていっているという趣旨の発言はしたかもしれません。

○迎政府参考人 お答え申し上げます。十三日の日に、今お電話という話がございましたけれども、私はウォルマートの関係者とお会いをいたしました。これは、ウォルマートの方から、所管官庁の、私流通を所管している立場でございますので、状況について説明をしてほしいということで、向こうの求めに応じて会ったものでございます。したがって、私ども、入札にぜひ参加をしろとか、あるいは参加をした場合に落札をさせるとか、そんなようなことは一切申し上げておりません。所管の企業からの求めに応じて、状況について私どもの認識を御説明したということでございます。

○中塚委員 終わります。

○金田委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。まず、信託業法改正案について聞きたいと思っております。

今度の改正は、信託の受託対象財産の制限を取り払って、知的財産権など新たな財産権を信託の対象に認めるということ、さらに、信託を取り扱う業者として金融機関以外の参入も認めるというものになっていくわけです。これによつてさまざまなパラエティーに富んだ商品が生まれ、新たに参入してくる業者も広がる、同時にトラブルも予想されるわけですが、したがって、これらの信託会社には、一般投資家の保護あるいは受託者責任をしっかりと果たすということが大切だと思います。

うわけです。また、そういう資質と能力がそれぞれの会社に求められると思っております。

これを金融庁としてどのように担保していくかということでもあります。例えば、投資家に対する説明義務、あるいは不当勧誘などの規制、監督規制、そういうルールを定めているわけですが、新規参入を含む全業者に対して新たなルールというものをどのように徹底するのか、まずその考え方を伺いたいと思っております。

○伊藤国務大臣 お答えをさせていただきます。本法案は、今委員からも御指摘がございましたように、受託可能財産の範囲の制限というものを撤廃していく、そして、金融機関以外の者の信託業への参入というものを可能にしていく、こうしたことで、信託の活用に対するニーズに柔軟に対応していく一方、信託サービスの利用者の保護を適切に図るための措置というものをあわせて講じることによって、信託のさらなる発展を目指しているものであります。

具体的には、免許制あるいは登録制というものを導入させていただいて、その際、業務執行体制や財産的基礎等を個別に審査することにより、不適切な事業者の参入を阻止することといたしております。

また、信託商品は実績配当が基本でありますので、受益者の自己責任を求められることや、あるいは信託商品スキームは極めて複雑となり得ることを踏まえて、信託に係る取引の公正を確保し、そして信託者の保護に欠けることがないように、信託関係の設定についての勧誘時における一定の行為の禁止、あるいは信託商品に関する説明義務、そして契約時の書面交付義務等の規定を整備して、信託会社にこれらの遵守を求めているところでございます。

さらには、信託会社については、信託財産の状況報告の交付義務、そして忠実義務等の行為準則を設けるとともに、立入検査あるいは業務改善命令等の監督上の措置を講じているところでござ

います。
○佐々木(憲)委員 それは法律の説明でありまして、私が聞いているのは、その法律が成立した後、新たに参入してきた業者に対して金融庁としてどのようにこれを徹底するのか、徹底の仕方を聞いているわけです。中身の説明、前提の話はもう結構ですから、どのように徹底するか、そのことについてお答えいただきたい。

○伊藤国務大臣 周知徹底をしていくということは非常に重要なことでありますので、これは、審査に当たってもこの法の趣旨というものを十分理解していただいて、そして、新しい参入者に対しても、先ほどお話をさせていただいたようにしっかりとした審査をしていく、あるいは参入に当たったの私どもの考え方というものを明確にさせていただいていくところでございます。

そして、周知徹底を図っていくために、私どもとしてもさまざまな努力をしながら利用者の方々にも理解をしていただくということは大変重要なことでありますので、そうした広報活動も含めて、留意をしながら対応していきたいというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 その際、トラブルをどのようにして適正に処理していくかということが大変大事だと思っております。元本保証のない新たなタイプの信託商品が出るとかいうことになっていきますと、それだけトラブルが発生しやすいわけでありませう。

信託協会には信託相談所というのがあるそうですけれども、お話を聞いていると、苦情があった場合に、それを受け付けて、それで関係する会社とが中心で、どうも解決能力が備わっていないように感じるわけがあります。

午前中の参考人質疑で神作参考人が、販売をする段階でのトラブル、例えば、勧誘の仕方あるいは善管義務の遂行についてのトラブル、それから商品の仕組みそのものについてのトラブル、それから受託者の行為に関するトラブル、こういう問

題がいろいろあり得る、三つのレベルのトラブルがあるというふうにおっしゃいました。

したがって、これを解決するためには、やはり客観的なものもしっかり見ることができるといふのがあれば一番いいわけですから、そういうトラブルの解決の仕方というのが大事だと思っておりますけれども、どのような考え方を持っておられますか。

○伊藤国務大臣 現在、信託業務に関する苦情につきましても、個別の信託銀行のみならず、業界団体である信託協会においても信託相談所というものを設置して、顧客からの苦情の受け付け、その迅速な解決に努められているものと承知をいたしているところでございます。

また、信託を含む金融分野における裁判外紛争処理制度の改善については、これは平成十二年の六月、金融審議会の答申というものを踏まえて、消費者団体、各種自主規制機関、業界団体、弁護士会、そして、学識経験者及び関係行政機関の自主的な参加による金融トラブル連絡協議会というものが設置をされ、そしてさまざまな取り組みが行われているところでございます。さらに、裁判外の紛争解決手段については、本国会でいわゆるADR法案というものが審議をされているというふうな承知をいたしているところでございます。

金融庁といたしましては、以上のような動きを踏まえつつ、新たな担い手となる信託会社が、これらの苦情処理体制の中にどのように位置づけていくことになるかについて十分考慮をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 法体制の整備ですけれども、例えば、横断的な、業界を超えた金融サービス法の制定、先ほども少し議論になったように、けれども、そういうものを展望していくということが必要だと思っております。私は、これは緊急に必要だと思っておりますけれども、その予定はあるのか、あるいは検討はどの程度進んでいるのか、お伺いしたいと思っております。

○伊藤国務大臣 先ほどもお話をさせていただきましたように、多様な商品や多様なサービスが提供されていく中で、利用者の保護をしっかりとやっていくということが極めて重要なことだということに思っております。

金融審議会においても、先ほども御紹介をさせていただきましたように、こうした考え方が示され、そして、今、具体的に投資サービスにおける投資家保護のあり方について精力的な議論がなされているところであります。今後のスケジュールにつきましては、来年の春をめどに基本的な考え方を取りまとめていくというふうにお伺いをしておりますので、その後、必要に応じて、より具体的な必要案の検討に移る方針であるというふうな承知をいたしているところでございます。

私どもとしても、十分問題意識を持って、よりしっかりとした制度が設計できるように努力を積み重ねていきたいというふうに思っております。

○佐々木(憲)委員 次に、中小企業向け貸し出し問題についてお伺いしたいと思います。

八月四日のこの財務金融委員会では、公的資金注入の中小企業向け貸し出し計画の未達成問題について触れました。皆さんにお配りしている資料の一枚目ですけれども、都銀でいいますとU.F.J.それから地銀でいいますと、北陸、親和、和歌山、この全四行が対前期比でマイナスである、もちろん未達であるわけです。

その質疑の際に、金融庁の佐藤監督局長が「中小企業向け貸し出しが減少した資本増強行に対しては、銀行法に基づいて報告徴求をいたしておりまして、その中で、なぜ中小企業向け貸し出しが減少したのか、その理由、それから、今後の取り組みの状況等について報告を求めているところでございます。その報告が出てきたところで、それを精査いたしまして、より詳しい分析をした」「こういう答弁をされましたね。

そこで、その詳しい分析の結果というものをここで述べていただきたい。

たように、十六年三ヶ月におきまして、資本増強行のうち、中小企業向け貸し出しが減少した四行、U.F.J.銀行、北陸銀行、親和銀行、和歌山銀行に對しまして、銀行法二十四条に基づいて、減少した理由等について報告を求めたところでございます。

その結果でございますけれども、まずU.F.J.の方でございます。

U.F.J.につきましては、企業グループ内の資金効率向上といったことで、調達を親会社に集中させるというところの結果、傘下会社が借り入れが減ったといった、そういうバランスシート改善を目的とした財務リストラによる借入金の圧縮といったこと、あるいは地方三公社等からの資金返済があったということ、あるいは要管理先からの回収が進んだといったこと、こういった点が報告がございました。

また、無担保貸し出し商品等も様々新商品の投入とか拠点体制の強化、あるいは新規貸し出し専担部の対象拠点の増設といったことで、新規先の獲得への一層の注力はしているわけでございますけれども、十五年度下期にはその効果が出て、多少下期は増加しておるといふことなんですけれども、上期における落ち込みを挽回するには至らなかったというふうなことでございました。

それから、残りの地銀三先でございますけれども、各行からは、貸出先企業における財務リストラによる借入金の圧縮、あるいは大企業グループ全体における財務リストラということで傘下中小企業の資金返済、あるいは信用保証協会保証のついている貸し出しのうち制度融資、具体的には金融安定化保証制度でございますけれども、これが終了したことに伴う約定返済、こんな要因が大きかったというふうな報告を受けております。

○佐々木(憲)委員 貸し出しの減少というのはいろいろな要素があつて、銀行側の説明はそれはそれとしてあると思いますが、しかし、借り手の中小企業にとつては、貸しはがし、貸し渋り、依然として深刻な事態があるという訴えもありますの

で、厳しくその点は監視をしていただきたいと思
います。また、未達については、そういうこと
ないようにということ徹底していただきたい。
次に、銀行の手数料の問題についてお聞きを
したいと思います。

伊藤大臣にお聞きしますけれども、例えば大臣
がみずほ銀行ですとかあるいは東京三菱銀行に行
きまして百円玉を一円に両替したと、そういうこ
とはほとんどないでしょうけれども、しかし、中
小企業はそういうことは結構あるんですね。その
場合に、百円を一円玉にかえたら、手数料は幾ら
取られると思いませんか。

○伊藤国務大臣 私立場ですと、ちよつと個別
行の名前を出しては答えができません。これはお許
しをいただきたいと思うんですが、私の経験から
しますと、両替機で百円以上の場合に、百円であつ
たり二百円であつたりということがあるのではな
いか。一方で、五十円未満であれば無料である
ということではないかな。さまざまな選択肢がある
というふうな思っております。

○佐々木(憲)委員 お配りした資料の三枚目を見
ていただきますとそれが出ていますのですけれど
も、百円玉を一円に両替いたしますと、みずほ銀
行、東京三菱銀行は三百五十円の手数料を取ら
れるんです。百円を一円にかえて何で三百五十円取
られるんですか。これはおかしい話です。これは
は正常な手数料と言えませんか。大臣の感
じ方をお聞きしたいと思います。

○伊藤国務大臣 これは私の立場で、手数料の設
定の適否でありますか、その水準がいい悪いと
いうことは、お話しすることはできないというこ
とについては御理解いただきたいと思ひます。(発
言する者あり)

○佐々木(憲)委員 いや、そういう立場だから言
わなければならぬという話も今聞かされてきた
が、百円の両替で三百円以上も手数料を取られ
るというのは、これは私は異常だと思ひます。す
けれども、それは思ひませんか。

○伊藤国務大臣 これは選択のことだと思ひます。

すね。個別行のことについては私は申し上げられま
せんけれども、百円、二百円、三百円という手
料が設定されている一方、五十枚以下であれば無
料という選択肢もあるんだというふうな思ひま
す。各銀行、さまざま、いろいろな手数料の設定
の仕方しておりますので、それをどう選ぶかは、
これは利用者の問題であらうというふうな思ひま
す。

○佐々木(憲)委員 金利自由化で、利子について
は原則として自由である、交渉によって決められ
るということですね。手数料はだれが銀行と交渉
して決めているんですか。

○伊藤国務大臣 済みません、手数料は、今の両
替の手数料のことでしょうか、それともほかの手
数料……(佐々木(憲)委員「ほかも含めて」と呼
ぶ)

両替の手数料については、それは利用者の方が
両替機でどうするかという御判断になると思ひま
すし、ほかの、ローンの借りかえでありますとか
手数料については、これは債務者との間での話し
合いで決まってくるものだというふうに承知して
おります。

○佐々木(憲)委員 そうじゃないんです。手
料を決めるときに、利用者同士で決めている
という事例というのはあるんですか。

○佐藤政府参考人 一般的に、手数料につきまし
ては、銀行の側で、こういう範囲の取引、こうい
う範囲の手続については幾らぐらいというふう
にあらかじめ示しているケースと、それから大臣か
らお答えいただきましたような、相対で、交渉で
決まってくるというケースと両方あるかと思ひ
ます。

○佐々木(憲)委員 ほとんどが銀行が勝手に決
めているわけですよ。銀行が私のところはこうい
う手数料をいただきますよと、それを利用者に押
つけているわけですよ。預金者あるいは融資を受け
ている側に、こういう手数料をいただきますよと
です。それから、選択の余地はないんです、ほとん
ど。両替の手数料だつて、例えば、三百円は高い、百

円にまでおきなさいよと言つたつて、銀行はま
まです。そういうことはしませんよ、ほとんど。
交渉の余地があるといひましても、結局銀行は優
越的な地位を持っておりまして、事実上押しつけ
るわけですね。ですから、そういう点はしっかりと
監視をして、不当なものややはり是正するといひ
のが当然だと思ひます。

例えば中小企業あるいは個人に対して融資でさ
まざまな名目で手数料を取っているわけですが、
今の一枚前の方の、二枚目の手数料を見ていた
きたい。これは現在金融庁でいろいろ調べていた
だいているんですけれども、不況が長引いており
ますから、返済の期限を少し延ばしていただき
たいという条件変更を求めます。それから、条
件変更の手数料を取ります。それから、逆
に、少し資金のゆとりができたので期限よりも早
目に返済をしたというので早く返済したら、
それもまた早く返済した手数料を取るといひん
です。それはおかしいと思ひませんか。こういう事
実、大臣、知っておられましたか。

○伊藤国務大臣 各種の手数料が設定されてい
るということについては承知をいたしております。
私もローン等を利用したことがございますので、
○佐々木(憲)委員 いや、各種の手数料でなく
て、中小業者が融資を受けた際、その融資を返済す
る条件を変更する、その際に手数料が取られるとい
うことを知っておられたかということなんです。

○伊藤国務大臣 私もちつて中小企業を営
営して、おりましたので、そうした手数料があるといひ
ことは承知をいたしております。

○佐々木(憲)委員 都銀ではそういうことはあり
ましたか。

○佐藤政府参考人 都銀一般ということでお答え
をさせていただきますと、あらかじめそういう手
数を取るといひ明しているケース、あ
るいはそもそも取らないというケース、あるいは
交渉で決めるというケース、さまざまあるか
と思ひます。

○佐々木(憲)委員 私はこの資料を、これは金融

庁で調べたんです。みずほ銀行、東京三菱、三
井住友、UFJ、りそなは条件変更の手数料を取
っていますか。

○佐藤政府参考人 済みません。最後のところ、
ちよつと聞き落とした。佐々木(憲)委員「条
件変更の手数料を取っているか」と呼ぶ
条件変更の手数料につきましては、取っている
ところを取っていないところがあるというふう
に承知をいたしております。

○佐々木(憲)委員 どこが取っているんですか。
○佐藤政府参考人 まさにお示しいただきました
資料にもございますように、みずほ銀行の場合に
は、条件変更の際に、個人向けのローンで五千二
百五十円を取っている。繰り上げ返済の分につ
きまして五千二百五十円を取っているというケ
ースはございます。

○佐々木(憲)委員 私が聞いていたのは、中小企
業向けの融資に関する条件変更の際に手数料を
取っている都市銀行がありますかと聞いてい
るんです。ないでしょう。

○佐藤政府参考人 申しわけございません。
ちよつと勘違いをいたしました。

都銀で中小企業向け貸し出しにおいて、条件変
更の際に手数料を取っているというのは今のところ
把握していません。

○佐々木(憲)委員 把握してないというか、ない
わけですね。これは金融庁が調べたんですから、
それに基づいて私は言っているわけなんです。
です。

それで、先ほどの、対前期比で中小企業向け貸
し出しが減少した銀行だけを取り上げまして、地
銀の事例で調べてみますと、これは地銀の中で非常に突出
してきて、条件変更をしたら一律に三万一千
五百円の手数料を取る。私が融資を受けている方
から聞いたところ、三万一千五百円というのが最低
ラインだといひ銀行が言っている。このラ
インから始まって、上限は十萬五千円だ。それで、
例えば二本の条件変更をしたら、この倍取られる

わけですから、二十一万取られる。三本条件変更したら三十一万五千円だ。これは余りにもひどいので、こういうことは自由にやってよろしいのかどうか、大臣、お考えを聞きたいと思ひます。

○伊藤國務大臣 債務者が融資の条件変更やあるいは繰り上げの返済を申し入れた場合、金融機関が当該申し入れに応じた場合に発生する事務コスト等を勘案して手数料を徴収することはあり得るわけでありまして、一概に、どのような水準が妥当であるか、これを申し上げることは大変困難ではないかというふうに思ひます。

いづれにいたしましても、こうした申し入れを受けた金融機関は、取引に係る手数料について十分説明を行つて、そして、債務者の理解を得られるよう努めるなど円滑な取引に取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。

先ほど委員から優越的地位の乱用の問題についてもお触れになりました。この乱用の問題については、所管は公正取引委員会でありまして、私からの答弁は差し控えていただきますが、私から、金融庁といたしましては、金融機関がその優越的地位を乱用して取引を行うといったことがないように、銀行の業務の適切性を確保する観点から、法令に基づいて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木(憲)委員 コストを反映した適切な手数料であるというのであれば、それは話はわからないでもない。現に都銀はそんなのは取っていないわけですから、コストがかからないという認識なのでしよう。

何で北陸銀行だけが十万とか、あるいは三本条件変更したら三十万以上だ。そんなにコストがかかるものなんですか。これは異常ですね。どうしてそんなことをやるんですかと業者が聞いたらしいんですね。そうしましたら、それは簡単に条件変更をさせないためなんだと。これは余りにも中小企業いじめではないのか。こういうことを一方的に決めること自体、優越的地位の乱用に当たると私は思ふんですね。私、これは、どういう根

拠でこういうものを設定しているのか、ぜひ調べていただきたいと思ふんですが、いかがでしょう。

○佐藤政府参考人 一般論としてこういうふうに感じますというお答えになろうかと思ひますが、最初の契約をするときに、条件変更について、どういう条件変更があり得るか、いつあり得るか、といったようなことも含めて全体が恐らくパッケージで契約されているというケースがあり得て、その中で条件変更について何らかのブレーキをかけるような条項を織り込むといったことはあり得るんだらうと思ひます。全体の中の一部としてそういう部分が出てくる可能性というのはあるかと思ひます。

ただ、いづれにせよ、優越的地位の乱用に当たらないような、そういう合理性のない取引というのは不適切だらうというふうに思ひます。

○佐々木(憲)委員 ですから、この事例については、それに当たらないのか当たらないのかぜひ調べて報告をしていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○佐藤政府参考人 個別の銀行の個別の手数料についての御指摘でございますので、ピンポイントでそういうところに焦点を当てて調査をするということが、緊急性あるいは必要性あるいは適切であるかどうかを含めてちよつと検討させていただきますと思ひます。

○佐々木(憲)委員 これは、今並べただけでも、三つの地銀だけですけれども、北陸銀行だけなんですかね、こんなに取つていいのは。ほかに調べていただくんですが、こういうことがどの程度行われているのか、また、不当であるのかそうでないのかという、その検討が私は必要だと思ひます。したがって、調査の上、是正すべき点があれば、当然それは是正すべきだという点を申し上げておきたいと思ひますので、今、調査の点について検討したいとおっしゃいましたから、ぜひしっかりとやっていただきたいと思ふんです。

さて、そこでもう一つ、今度は手数料一般に戻しまして、お配りした資料の次のページなどをあけていただきますと、銀行の手数料収入というのが最近異常に膨らんでおりまして、いろいろな名目で手数料が設定されて取れるようになっていくわけですね。ともかく収益を上げるために何でも手数料を取るというのがどうも最近の傾向のようですね、都銀の手数料収入を見ましても、これは役員取引等収益という形で出てくるわけですが、大変ふえているわけですね。

九一年から二〇〇三年までの間の数字がそこに出されておりますが、九〇年代は、これは都銀全体で大体八千億ぐらいだった。ところが、今や一兆二千七百億になつていまして、二、三%だったのが一三・九%。全体の利子の支払いというものがどんどんどん減つて、預金を預けても利子がつかない。そういう中で、取れるところは何だということでも手数料ばかり取つていく。それが非常に大きな不満になつて、利用者の方々が、余りにも手数料が高過ぎるのではないかと、こういうふうにおっしゃつておられるわけですね。

したがって、私は、この点について、その背後にあるのは、銀行に対して収益性、収益力の向上、こういうことを金融庁が余りにも強調し過ぎる、その点でこういう形で、逸脱も含めていろいろな問題を発生させているのではないかと思ひます。そういう点で、今後の金融行政を考える場合に、銀行の利益はもちろん必要でしょうけれども、同時にまた、利用者の方々の利益、利用者へのサービス、この点もバランスをとつてやっていくことが必要だと思ふんですが、最後に大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。

○伊藤國務大臣 これは、銀行の経営をしていくに当たつて、利用者の方々の信認を得るといふことは極めて重要なことではないかというふうな思つておられます。そうした意味からも、委員が後段で指摘されたように、利用者の本當の意味での利便性の向上、そして利用者のニーズに的確にこたえていく、そ

ういう経営をする中で収益向上策というものをくり上げていくというのが銀行本来の姿であるというふうには私自身も思つておられるところでございます。

○佐々木(憲)委員 終わります。ありがとうございます。

○金田委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○金田委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○金田委員長 信託業法案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金田委員長 起立総員。よつて、本案は可決すべきものと決しました。

○金田委員長 たいだいま議決いたしました本案に対し、江崎洋一郎君外三名から、自由民主党、民主党、無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。江崎洋一郎君。
○江崎(洋)委員 たいだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、案文を朗読し、趣旨の説明いたします。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 受託可能財産の範囲の拡大及び信託業の担
- 一 手の拡大にあつては、受益者保護を図るため、信託会社に対し適切な法令遵守体制を整備するよう指導・監督すること。
- 一 過去、一部信託銀行について、忠実義務、善管注意義務及び分別管理義務等の法令遵守体制に重大な問題があつたことから、過去の事例を踏まえ、より適正な業務遂行がなされ

るよう努めること。

一 さらなる投資家保護を図るため、金融サー
ビス法等の機能的・横断的な考え方に立った
投資家保護法制の整備について引き続き検討
すること。

一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せ
て、金融・資本市場における健全な取引を確
保する観点から、米国の証券取引委員会（S
E C）を含む諸外国の事例等も参考に、引き
続き市場監視機能等の強化について検討する
こと。

一 次期法改正に際しては、来るべき超高齢社
会をより暮らしやすい社会とするため、高齢
者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等
を含め、幅広く検討を行うこと。

以上であります。
何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し
上げます。

○金田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○金田委員長 起立総員。よって、本案に対し附
帯決議を付すことに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求
められておりますので、これを許します。金融担
当大臣伊藤達也君。

○伊藤国務大臣 ただいま御決議のありました事
項につきましては、政府といたしましても、御趣
旨を踏まえまして十分に検討いたしたいと存じま
す。

○金田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○金田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金田委員長 次回は、来る十六日火曜日午前九
時五十分理事會、午前十時委員會を開會するこ
とし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時十八分散會

平成十六年十二月二十二日印刷

平成十六年十一月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F